

# One DC 先進国株式インデックス ファンド

追加型投信／海外／株式（インデックス型）

- この目論見書により行う「One DC 先進国株式インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年12月25日に関東財務局長に提出しており、2024年12月26日にその効力が生じております。
- 「One DC 先進国株式インデックスファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

### ■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	40
第3【ファンドの経理状況】	47
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	108
第三部【委託会社等の情報】	110
第1【委託会社等の概況】	110
約款	139

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

One DC 先進国株式インデックスファンド  
(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額<sup>※</sup>とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

### (5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位とします。

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2024年12月26日から2025年6月25日まで

※ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行います。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9) 【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### ○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

#### ◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①当ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。
- ②当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

## 1 MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式に実質的に投資します。

#### 指数の著作権等

本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCI の関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、委託会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に限りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特

定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

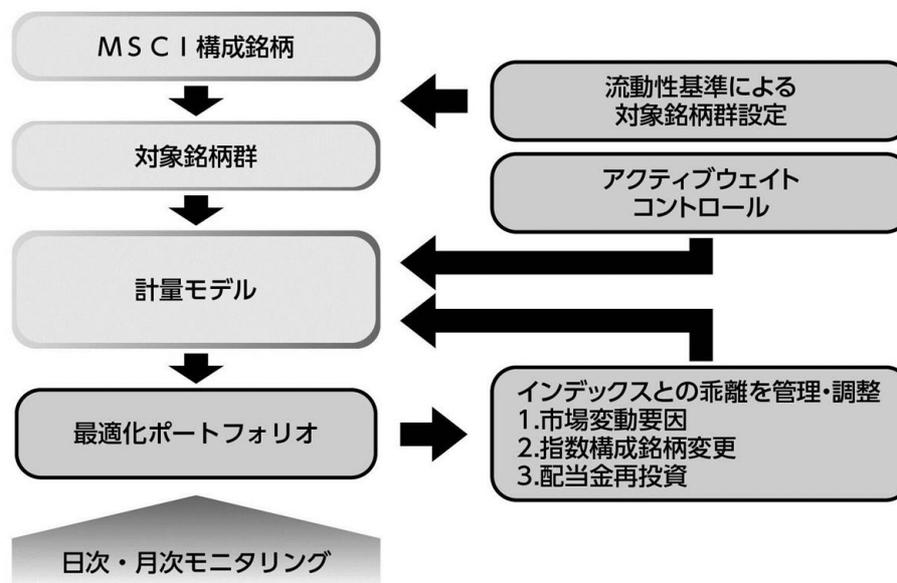
## 2 マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

- MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

## 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

### 運用プロセス

流動性を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用いて、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

## ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年3月25日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売却益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### < 商品分類 >

#### ・ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ( )	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### ・ 商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回  年4回	グローバル (日本を除く)  日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	北米  欧州  アジア  オセアニア	ファミリー ファンド	あり ( )	TOPIX
不動産投信  その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々  その他 ( )	中南米  アフリカ  中近東 (中東)  エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCI コクサイ・ インデックス (円換算ベース、 配当込み、 為替ヘッジな し))
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型					

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を除く)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他（MSC I コクサイ・イン デックス（円換算 ベース、配当込 み、為替ヘッジな し））	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいう。 (対象インデックスはMSC Iコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）とする。)

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

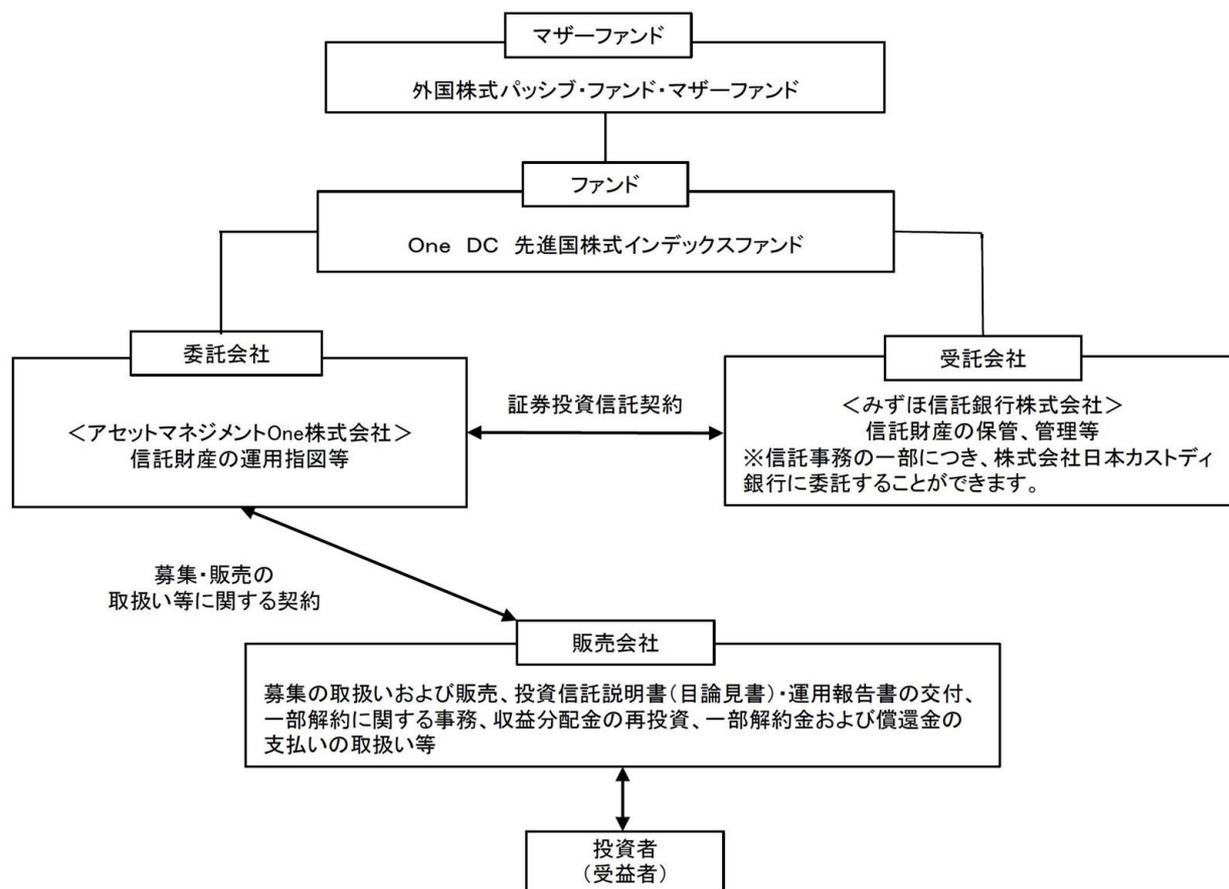
(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年4月15日	信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
2020年6月26日	信託報酬率(税抜)を「年率0.109%」から「年率0.0999%」に引き下げ
2023年6月28日	信託報酬率(税抜)を「年率0.0999%」から「年率0.0899%」に引き下げ

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

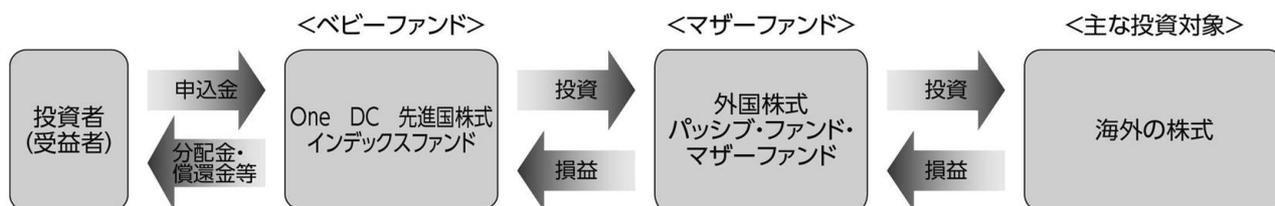
委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



### ○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

### 資本金の額

20億円（2024年9月30日現在）

### 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

### 大株主の状況

(2024年9月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <基本方針>

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。

#### <投資対象>

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### <投資態度>

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、海外の株式に実質的に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざします。
- ②MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>をご参照ください。

### (2)【投資対象】

#### ①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### ②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次の15.で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証券または預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. および18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに15. の証券ならびに12. および18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。
投資態度	①主に海外の株式に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ②株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ③組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
主な投資制限	①株式への投資割合には、制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資

の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

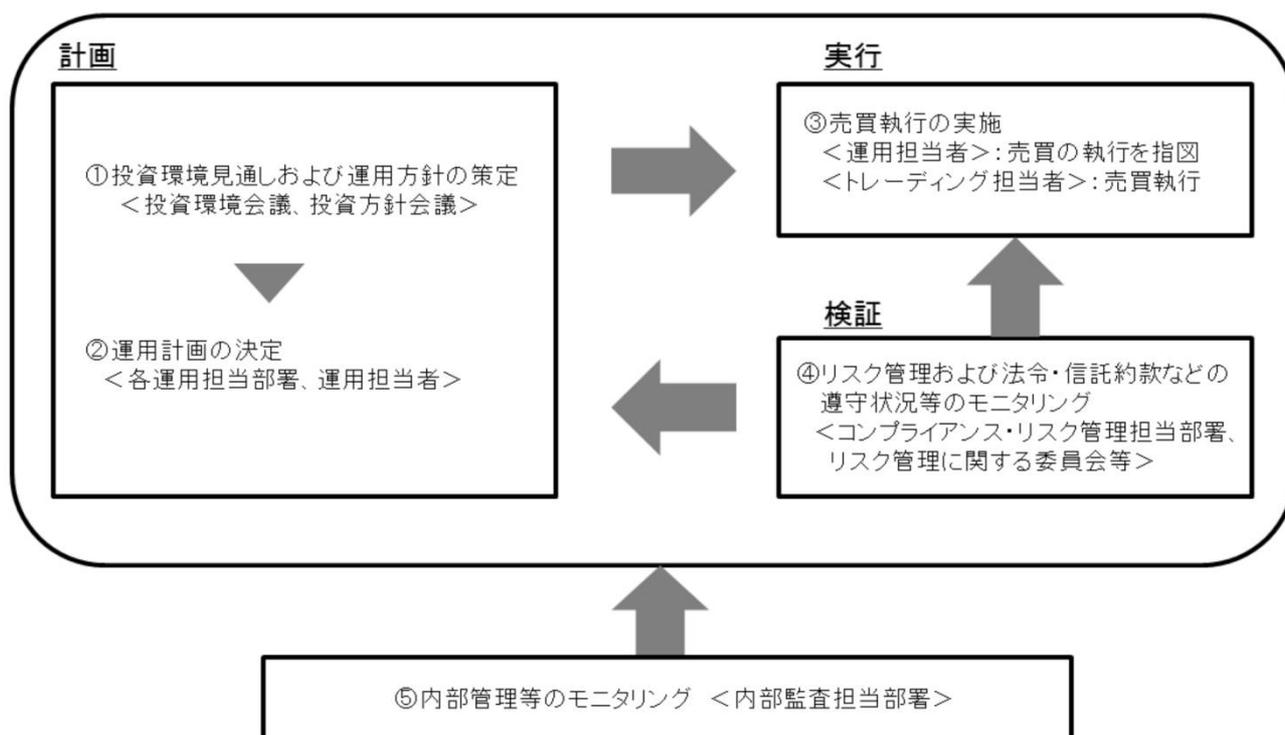
⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (3) 【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



#### ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### ② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

- (2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## ②収益の分配方式

(1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2) 上記(1)の1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## ③収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

委託会社は受託会社から交付を受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【投資制限】

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）
- ②株式への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2. 運用方法 (3) 投資制限）

- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
- ⑤デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）
- ⑦投資する株式等の範囲（約款第20条）
- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑧信用取引の指図範囲（約款第22条）
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
    2. 株式分割により取得する株券
    3. 有償増資により取得する株券
    4. 売出しにより取得する株券
    5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
    6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑨先物取引等の運用指図（約款第23条）
- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行

うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記(2)投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債

権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### ⑩スワップ取引の運用指図（約款第24条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 上記3）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### ⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第25条）

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3）において同じ。）を超えないものと

します。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 上記3)においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - 5) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5)において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5)において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5)において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
  - 6) 上記5)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  - 7) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - 8) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。
- ⑫デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第26条）
- デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第27条）
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1) 1. 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭公社債の空売りの指図および範囲（約款第28条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1) の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2) の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑮公社債の借入れの指図および範囲（約款第29条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 上記1) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 上記1) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑯特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約取引の指図（約款第31条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 上記1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 3) 上記2)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 4) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 5) 委託会社は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑱資金の借入れ（約款第37条）

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑲同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

### 3【投資リスク】

#### <基準価額の主な変動要因>

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

#### ○株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

#### ○為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

#### ○信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

#### ○流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格に影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

## ○カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

○当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じてMSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

○当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびす

でに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができますものとします。

○当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回る事となった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

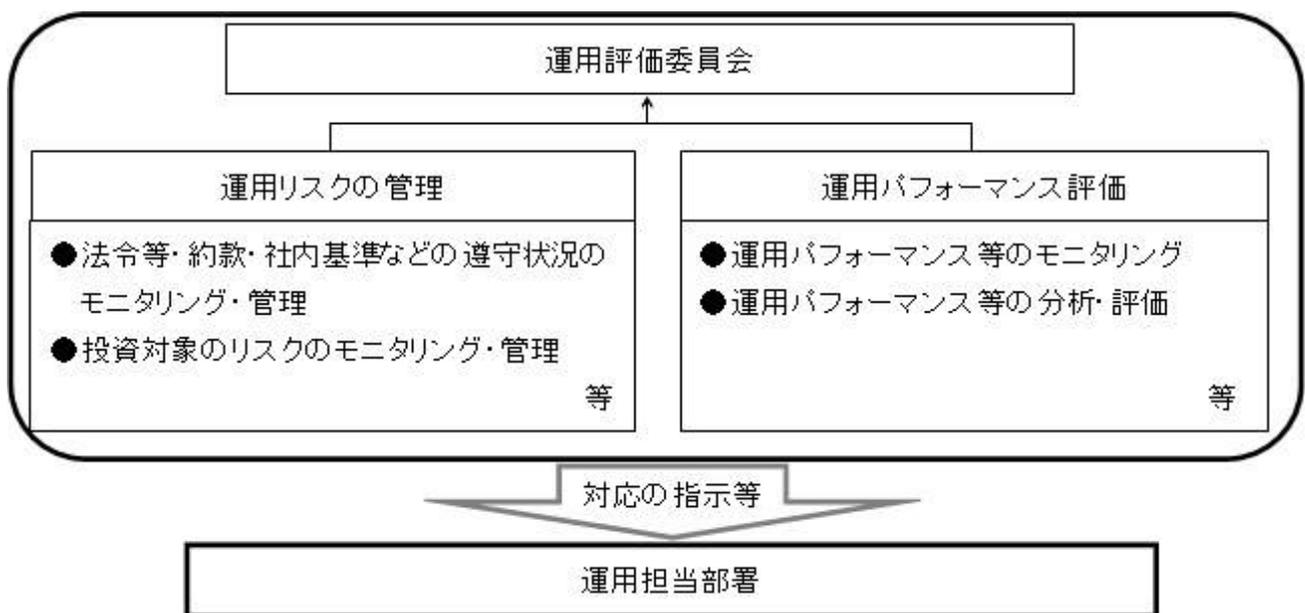
○注意事項

- ・当ファンドは、実質的に株式などの値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



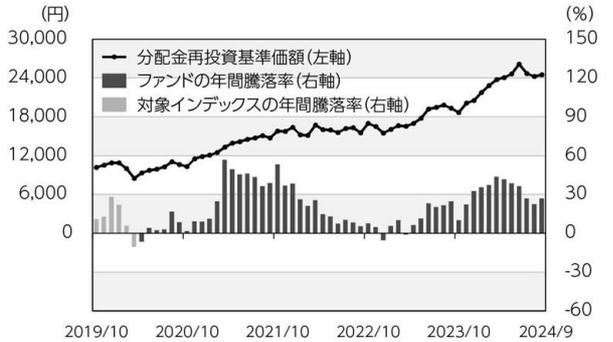
- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運

用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

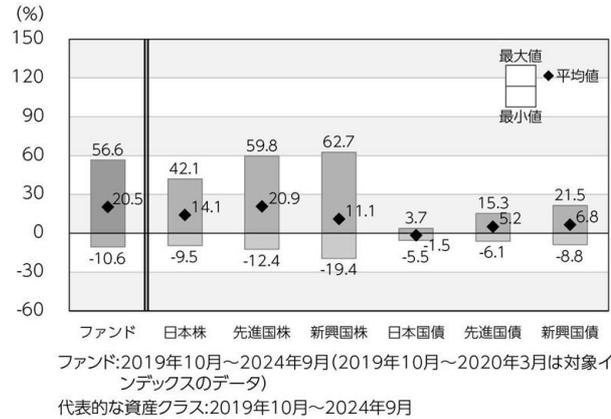
※リスク管理体制は2024年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## <参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- \*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。
- \*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- \*ファンドの対象インデックスはMSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)です。

- \*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- \*ファンドの年間騰落率がない期間については、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示していますので、ファンドの実績ではありません。
- \*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。
- \*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

ありません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.09889%（税抜0.0899%）

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.0284%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.0445%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.0170%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

##### (4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産留保額

ありません。

- ・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、間接的にファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

### ○個人の受益者に対する課税

#### ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### ②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### ③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2024年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

##### <個別元本について>

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。  
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

##### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.13%	0.10%	0.03%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年3月28日～2024年3月25日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	33,565,542,412	100.00
内 日本	33,565,542,412	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	272,431	0.00
純資産総額	33,565,814,843	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	1,514,134,657,796	95.47
内 アメリカ	1,106,481,122,866	69.76
内 イギリス	57,996,463,971	3.66
内 カナダ	51,181,340,083	3.23
内 スイス	46,484,401,225	2.93
内 フランス	43,781,235,700	2.76
内 ドイツ	37,186,015,914	2.34
内 オーストラリア	28,767,932,386	1.81
内 アイルランド	28,348,576,008	1.79
内 オランダ	27,744,680,974	1.75
内 デンマーク	14,075,405,423	0.89
内 スウェーデン	13,930,456,839	0.88
内 スペイン	11,287,353,028	0.71
内 イタリア	8,913,921,869	0.56
内 香港	6,378,021,893	0.40
内 シンガポール	4,635,703,927	0.29
内 フィンランド	4,229,244,243	0.27
内 ジェージョー	3,606,343,611	0.23
内 ベルギー	3,253,639,876	0.21
内 イスラエル	3,062,264,185	0.19
内 ノルウェー	2,311,811,147	0.15
内 ケイマン諸島	2,242,650,233	0.14
内 バミューダ	1,869,801,527	0.12
内 オランダ領キュラソー	1,417,409,804	0.09
内 ニュージーランド	1,056,261,780	0.07
内 リベリア	1,003,576,615	0.06
内 ルクセンブルグ	848,984,035	0.05
内 オーストリア	775,534,553	0.05
内 ポルトガル	673,488,446	0.04
内 パナマ	445,003,257	0.03
内 マン島	146,012,378	0.01
新株予約権証券	0	0.00
内 カナダ	0	0.00
投資信託受益証券	2,411,573,412	0.15

	内 オーストラリア	2,026,728,667	0.13
	内 シンガポール	384,844,745	0.02
投資証券		28,558,821,653	1.80
	内 アメリカ	26,900,661,200	1.70
	内 フランス	595,397,806	0.04
	内 イギリス	502,266,868	0.03
	内 香港	300,223,162	0.02
	内 カナダ	139,710,459	0.01
	内 ベルギー	120,562,158	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		40,954,422,509	2.58
純資産総額		1,586,059,475,370	100.00

その他資産の投資状況

2024年9月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	41,055,101,912	2.59
内 アメリカ	31,575,551,297	1.99
内 ドイツ	5,655,798,381	0.36
内 イギリス	1,648,069,298	0.10
内 カナダ	1,340,291,383	0.08
内 オーストラリア	835,391,553	0.05

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

2024年9月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	3,663,880,541	8.8642 32,477,716,952	9.1612 33,565,542,412	— —	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年9月30日現在

--	--	--	--	--	--	--	--

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	APPLE INC アメリカ	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	2,392,952	26,624.70 63,711,639,033	32,512.46 77,800,772,214	— —	4.91
2	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	1,159,976	58,673.74 68,060,134,930	61,091.29 70,864,435,544	— —	4.47
3	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	4,041,467	11,110.21 44,901,560,714	17,327.42 70,028,204,208	— —	4.42
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	1,538,961	24,545.02 37,773,839,468	26,828.95 41,288,720,186	— —	2.60
5	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	360,241	68,028.69 24,506,726,010	80,979.29 29,172,061,417	— —	1.84
6	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	967,928	21,126.46 20,448,895,760	23,400.58 22,650,079,985	— —	1.43
7	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	828,146	21,242.07 17,591,543,506	23,591.84 19,537,489,336	— —	1.23
8	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	727,443	18,449.52 13,420,976,180	24,648.04 17,930,046,853	— —	1.13
9	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	472,150	27,141.23 12,814,734,740	37,175.45 17,552,391,455	— —	1.11
10	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品	132,776	109,828.39 14,582,575,035	125,286.96 16,635,102,290	— —	1.05
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サー ビス	217,637	57,419.27 12,496,559,698	65,294.69 14,210,541,122	— —	0.90
12	JPMORGAN CHASE & CO	株式	472,746	25,527.13	30,044.66	—	0.90

	アメリカ	銀行		12,067,850,614	14,203,495,200	—	
13	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	151,415	74,053.63 11,212,831,042	83,047.45 12,574,629,717	—	0.79
14	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガス・消耗燃料	736,584	14,524.56 10,698,564,010	16,530.98 12,176,461,706	—	0.77
15	VISA INC アメリカ	株式 金融サービス	257,370	39,522.41 10,171,884,389	39,275.01 10,108,210,378	—	0.64
16	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サービス	136,565	66,332.05 9,058,637,399	70,457.23 9,621,992,598	—	0.61
17	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	388,009	22,375.59 8,681,934,164	24,770.79 9,611,290,039	—	0.61
18	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売り	163,334	51,044.07 8,337,232,918	57,024.91 9,314,107,776	—	0.59
19	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	72,977	104,808.52 7,648,611,413	126,404.54 9,224,624,305	—	0.58
20	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	395,455	22,208.13 8,782,319,303	23,036.62 9,109,947,353	—	0.57
21	NOVO NORDISK A/S-B デンマーク	株式 医薬品	531,207	18,252.25 9,695,723,060	17,029.16 9,046,014,308	—	0.57
22	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	727,712	8,185.76 5,956,879,687	11,386.99 8,286,456,107	—	0.52
23	ABBVIE INC アメリカ	株式 バイオテクノロジー	288,444	24,927.29 7,190,127,596	27,802.37 8,019,428,744	—	0.51
24	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	65,838	136,254.48 8,970,722,595	120,736.33 7,949,039,087	—	0.50
25	NETFLIX INC アメリカ	株式 娯楽	70,518	83,596.21 5,895,038,148	100,960.06 7,119,501,898	—	0.45
26	COCA-COLA CO/THE アメリカ	株式 飲料	667,450	8,531.70 5,694,488,944	10,246.58 6,839,084,292	—	0.43
27	MERCK & CO. INC. アメリカ	株式 医薬品	416,758	17,902.96 7,461,205,748	16,226.97 6,762,721,105	—	0.43
28	ORACLE CORP アメリカ	株式 ソフト	272,634	16,580.86 4,520,507,747	24,084.26 6,566,188,195	—	0.41

		ウェア					
29	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	1,156,533	4,802.78 5,554,585,095	5,623.56 6,503,835,030	— —	0.41
30	SALESFORCE INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	160,262	40,752.66 6,531,103,422	39,484.82 6,327,917,376	— —	0.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年9月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	95.47
新株予約権証券	0.00
投資信託受益証券	0.15
投資証券	1.80
合計	97.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2024年9月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
半導体・半導体製造装置	外国	8.74
ソフトウェア		8.29
銀行		5.43
コンピュータ・周辺機器		5.22
医薬品		4.77
インタラクティブ・メディアおよびサービス		4.61
石油・ガス・消耗燃料		3.77
資本市場		3.23
保険		3.07
大規模小売り		3.04
金融サービス		2.98
ヘルスケア機器・用品		2.10
航空宇宙・防衛		2.00
ホテル・レストラン・レジャー		1.88
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		1.85
機械		1.82
生活必需品流通・小売り		1.74
化学		1.73
バイオテクノロジー		1.72
電力		1.67
専門小売り		1.62
自動車		1.60
飲料		1.36
金属・鉱業		1.32
情報技術サービス		1.22
食品		1.16
ライフサイエンス・ツール／サービス		1.10
電気設備		1.08
娯楽		1.03

家庭用品	0.99
繊維・アパレル・贅沢品	0.97
陸上運輸	0.96
専門サービス	0.95
各種電気通信サービス	0.95
総合公益事業	0.73
建設関連製品	0.68
通信機器	0.68
コングロマリット	0.63
商業サービス・用品	0.59
パーソナルケア用品	0.58
タバコ	0.55
メディア	0.54
電子装置・機器・部品	0.48
商社・流通業	0.48
消費者金融	0.41
航空貨物・物流サービス	0.41
家庭用耐久財	0.33
建設・土木	0.33
建設資材	0.31
不動産管理・開発	0.29
無線通信サービス	0.23
容器・包装	0.21
エネルギー設備・サービス	0.19
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
自動車用部品	0.10
運送インフラ	0.09
水道	0.08
ガス	0.08
紙製品・林産品	0.08
販売	0.07
ヘルスケア・テクノロジー	0.06
旅客航空輸送	0.05
海上運輸	0.04
各種消費者サービス	0.01
レジャー用品	0.00
合計	95.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

## ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

## ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先 物取引	シカゴ商品 取引所	S&P500 EMINI FUT Dec24	買建	764	31,152,134,902	31,575,551,297	1.99
	E U R E X 取引所	DJ EURO STOXX 50 Dec24	買建	696	5,446,597,524	5,655,798,381	0.36
	I C E - E U	FTSE 100 INDEX FUTURE Dec24	買建	103	1,650,777,148	1,648,069,298	0.10
	モントリ オール取引 所	S&P/TSE 60 IX FUT Dec24	買建	44	1,330,121,191	1,340,291,383	0.08
	シドニー先 物取引所	SPI 200 FUTURES Dec24	買建	41	832,316,114	835,391,553	0.05

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### (3) 【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

直近日（2024年9月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第1計算期間末 (2020年3月25日)	617	617	0.8135	0.8135
第2計算期間末 (2021年3月25日)	3,594	3,594	1.2920	1.2920
第3計算期間末 (2022年3月25日)	13,965	13,965	1.6365	1.6365
第4計算期間末 (2023年3月27日)	16,565	16,565	1.5758	1.5758
第5計算期間末 (2024年3月25日)	30,280	30,280	2.3653	2.3653
2023年9月末日	22,352	—	1.9337	—
10月末日	21,991	—	1.8683	—
11月末日	23,949	—	2.0149	—
12月末日	24,720	—	2.0506	—
2024年1月末日	26,852	—	2.1758	—
2月末日	28,882	—	2.2805	—
3月末日	30,522	—	2.3754	—
4月末日	31,249	—	2.4067	—
5月末日	32,657	—	2.4633	—
6月末日	35,128	—	2.6131	—
7月末日	33,638	—	2.4677	—
8月末日	32,986	—	2.4237	—
9月末日	33,565	—	2.4522	—

## ②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
2024年3月26日～2024年9月25日	—

## ③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	△18.7
第2計算期間	58.8
第3計算期間	26.7
第4計算期間	△3.7
第5計算期間	50.1
2024年3月26日～2024年9月25日	3.7

（注）収益率は期間騰落率です。

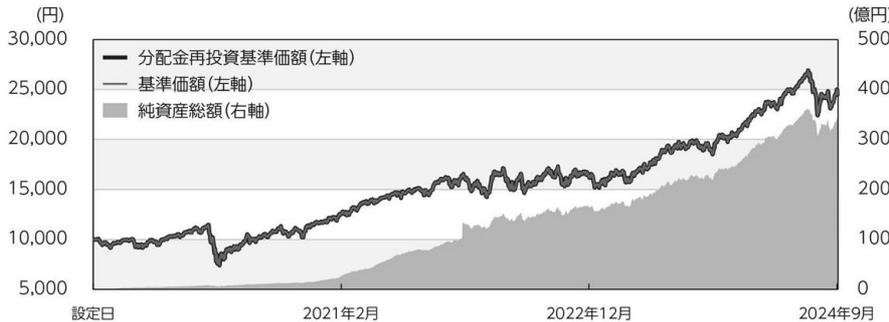
## （4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	940,446,792	181,390,647
第2計算期間	2,509,518,622	486,240,064
第3計算期間	7,129,990,610	1,378,344,523
第4計算期間	3,538,385,488	1,559,875,787
第5計算期間	4,132,040,189	1,842,541,678
2024年3月26日～ 2024年9月25日	1,856,652,290	1,000,092,580

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

**基準価額・純資産の推移** 《2019年4月15日～2024年9月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 (設定日: 2019年4月15日)

**分配の推移 (税引前)**

2020年 3月	0円
2021年 3月	0円
2022年 3月	0円
2023年 3月	0円
2024年 3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

**主要な資産の状況**

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	100.00

■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

**資産の状況**

資産の種類	比率(%)
株式	95.47
内 アメリカ	69.76
内 イギリス	3.66
内 カナダ	3.23
内 スイス	2.93
内 フランス	2.76
内 その他	13.13
新株予約権証券	0.00
内 カナダ	0.00
投資信託受益証券	0.15
内 オーストラリア	0.13
内 シンガポール	0.02
投資証券	1.80
内 アメリカ	1.70
内 フランス	0.04
内 イギリス	0.03
内 香港	0.02
内 カナダ	0.01
内 ベルギー	0.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	2.58
合計(純資産総額)	100.00

**組入上位10銘柄**

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	4.91
2	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	4.47
3	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.42
4	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	2.60
5	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.84
6	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.43
7	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.23
8	BROADCOM INC	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	1.13
9	TESLA INC	株式	アメリカ	自動車	1.11
10	ELI LILLY & CO	株式	アメリカ	医薬品	1.05

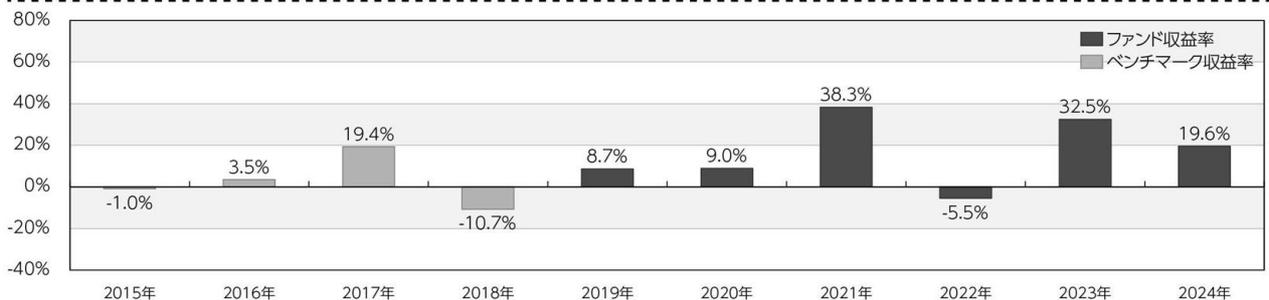
**その他資産の投資状況**

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.59

**株式組入上位5業種**

順位	業種	比率(%)
1	半導体・半導体製造装置	8.74
2	ソフトウェア	8.29
3	銀行	5.43
4	コンピュータ・周辺機器	5.22
5	医薬品	4.77

**年間収益率の推移 (暦年ベース)**



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2019年は設定日から年末までの収益率、および2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
 ※2018年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「MSCIロクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)」です。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- 委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### ・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

- ・お申込手数料

ありません。

- ・お申込単位

1円以上1円単位とします。

※収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

- ・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない

場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

1口単位とします。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における金融商品取引所等の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間は、2019年4月15日（設定日）から原則として無期限です。

※下記(5)その他 イ. 償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年3月26日から翌年3月25日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### イ. 償還規定

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ.償還規定c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する

委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決さ

れた場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

#### ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年3月25日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <https://www.am-one.co.jp/>)

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
  
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（2023年3月28日から2024年3月25日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているOne DC 先進国株式インデックスファンドの2023年3月28日から2024年3月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、One DC 先進国株式インデックスファンドの2024年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【One DC 先進国株式インデックスファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 2023年3月27日現在	第5期 2024年3月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	10,295,500	53,263,810
親投資信託受益証券	16,565,582,066	30,280,654,290
流動資産合計	16,575,877,566	30,333,918,100
資産合計	16,575,877,566	30,333,918,100
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	900,449	40,325,822
未払受託者報酬	1,793,460	2,325,693
未払委託者報酬	7,165,028	9,973,265
その他未払費用	286,872	391,916
流動負債合計	10,145,809	53,016,696
負債合計	10,145,809	53,016,696
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10,512,490,491	12,801,989,002
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,053,241,266	17,478,912,402
(分配準備積立金)	1,787,942,740	9,386,783,249
元本等合計	16,565,731,757	30,280,901,404
純資産合計	16,565,731,757	30,280,901,404
負債純資産合計	16,575,877,566	30,333,918,100

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 自 2022年3月26日 至 2023年3月27日	第5期 自 2023年3月28日 至 2024年3月25日
営業収益		
受取利息	133	481
有価証券売買等損益	△576,252,025	9,228,523,224
営業収益合計	△576,251,892	9,228,523,705
営業費用		
支払利息	8,558	12,174
受託者報酬	3,441,183	4,398,656
委託者報酬	13,747,861	18,556,449
その他費用	550,428	743,830
営業費用合計	17,748,030	23,711,109
営業利益又は営業損失(△)	△593,999,922	9,204,812,596
経常利益又は経常損失(△)	△593,999,922	9,204,812,596
当期純利益又は当期純損失(△)	△593,999,922	9,204,812,596
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△19,832,487	616,794,133
期首剰余金又は期首欠損金(△)	5,431,588,686	6,053,241,266
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,182,950,916	3,977,146,427
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,182,950,916	3,977,146,427
剰余金減少額又は欠損金増加額	987,130,901	1,139,493,754
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	987,130,901	1,139,493,754
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	6,053,241,266	17,478,912,402

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期	
	自 2023年3月28日	至 2024年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年3月25日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2023年3月27日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期	第5期
	2023年3月27日現在	2024年3月25日現在
1. 期首元本額	8,533,980,790円	10,512,490,491円
期中追加設定元本額	3,538,385,488円	4,132,040,189円
期中一部解約元本額	1,559,875,787円	1,842,541,678円
2. 受益権の総数	10,512,490,491口	12,801,989,002口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期	第5期
	自 2022年3月26日 至 2023年3月27日	自 2023年3月28日 至 2024年3月25日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(276,422,554円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,265,298,526円)及び分配準備積立金(1,511,520,186円)より分配対象収益は6,053,241,266円(1万口当たり5,758.14円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(415,167,151円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(7,448,021,374円)、信託約款に規定される収益調整金(8,092,129,153円)及び分配準備積立金(1,523,594,724円)より分配対象収益は17,478,912,402円(1万口当たり13,653.27円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期	第5期
	自 2022年3月26日 至 2023年3月27日	自 2023年3月28日 至 2024年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	--	-----------

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2023年3月27日現在	第5期 2024年3月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4期 2023年3月27日現在	第5期 2024年3月25日現在

	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△568,928,704	9,134,864,588
合計	△568,928,704	9,134,864,588

(デリバティブ取引等に関する注記)  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第4期 2023年3月27日現在	第5期 2024年3月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,5758円 (15,758円)	2,3653円 (23,653円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

2024年3月25日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式パッシブ・ファンド ド・マザーファンド	3,428,477,292	30,280,654,290	
親投資信託受益証券	合計	3,428,477,292	30,280,654,290	
合計			30,280,654,290	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

###### (参考)

当ファンドは、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年3月25日現在

資産の部	
流動資産	
預金	14,237,776,118
コール・ローン	2,964,745,288
株式	1,388,605,619,736
投資信託受益証券	2,303,772,772
投資証券	24,410,682,079
派生商品評価勘定	504,813,552
未収入金	10,931,653
未収配当金	2,260,198,302
差入委託証拠金	10,980,747,847
流動資産合計	1,446,279,287,347
資産合計	1,446,279,287,347
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,206,347
未払解約金	2,846,806,000
流動負債合計	2,849,012,347
負債合計	2,849,012,347
純資産の部	
元本等	
元本	163,430,646,544
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	1,279,999,628,456
元本等合計	1,443,430,275,000
純資産合計	1,443,430,275,000
負債純資産合計	1,446,279,287,347

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年3月28日 至 2024年3月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年3月25日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	137,598,953,389円
同期中追加設定元本額	71,642,325,610円
同期中一部解約元本額	45,810,632,455円

元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3,541,670,175円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	1,531,018円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	5,946,049円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	15,643,534円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	20,653,628円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	19,283,292円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	13,461,739円
たわらノーロード 先進国株式	59,073,918,202円
たわらノーロード 先進国株式<ラップ向け>	57,873,330円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	2,830,831,929円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	916,899,062円
たわらノーロード バランス (堅実型)	80,325,474円
たわらノーロード バランス (標準型)	738,655,825円
たわらノーロード バランス (積極型)	1,015,134,038円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	1,335円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	31,617,371円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	196,592,100円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	236,545,186円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	420,096,078円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	1,447円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	120,027円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	12,383,181円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	3,660,021円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	10,469,310円
たわらノーロード 全世界株式	2,592,192,957円
D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>	57,360,459,381円
O n e DC 先進国株式インデックスファンド	3,428,477,292円
O n e グローバルバランス	27,852,346円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	133,183,835円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	745,754,687円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	1,007,188,825円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	80,037,542円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	228,321,872円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	237,223,346円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	17,324,819円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	656,949,333円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	118,434,653円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	152,500,586円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	180,864,861円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	304,174,535円
投資のソムリエ	8,414,263,592円
クルーズコントロール	100,921,054円
投資のソムリエ<DC年金>	859,097,185円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	206,309,358円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	287,825,855円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	978,008,883円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	3,054,620,657円
ワールドアセットバランス (基本コース)	94,180,899円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	257,273,136円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	54,555,588円

投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	27,859,122円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（DC）	8,780,781円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	188,131,366円
４資産分散投資・スタンダード＜DC年金＞	138,504,634円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	892,072,483円
９資産分散投資・スタンダード＜DC年金＞	120,667,449円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	60,416,788円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	29,871,163円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	18,266,077円
４資産分散投資・ミドルクラス＜DC年金＞	138,047,893円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	4,555,590円
Oneグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	25,133,391円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	19,396,857円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	19,533,074円
マルチアセット・インカム戦略ファンド２０－０８（適格機関投資家限定）	10,423,128円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	11,746,414円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	236,047円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ ２０２１－０４（適格機関投資家限定）	49,519,728円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	13,000,054円
予兆モデル活用型戦略ファンド２０２４－０１（適格機関投資家限定）	39,486,425円
MSCIコクサイ・インデックスファンド＜為替ヘッジあり＞（適格機関投資家限定）	210,761,345円
DIAM外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	34,350,513円
DIAM外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	986,873,383円
DIAM先進国株式パッシブファンド（適格機関投資家限定）	197,565,343円
外国株式パッシブ・ファンド２（適格機関投資家限定）	1,137,387,245円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	282,900,395円
AMOn eマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	780,957円
DIAMワールドバランス２５VA（適格機関投資家限定）	5,095,322円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	32,165,991円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,475,958円
DIAMグローバル・バランスファンド２５VA（適格機関投資家限定）	18,507,699円
DIAMグローバル・バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	36,283,107円
DIAM国際分散バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	1,373,559円
DIAM国際分散バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	8,224,017円
DIAM国内重視バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	818,230円
DIAM国内重視バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	28,619円
DIAM世界バランスファンド４０VA（適格機関投資家限定）	289,321円
DIAM世界バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	12,077,202円
DIAMバランスファンド２５VA（適格機関投資家限定）	95,709,665円
DIAMバランスファンド３７．５VA（適格機関投資家限定）	182,856,643円

D I A M バランスファンド 5 0 V A (適格機関投資家限定)	645,089,177円
D I A M グローバル・アセット・バランス V A (適格機関投資家限定)	27,748,003円
D I A M グローバル・アセット・バランス V A 2 (適格機関投資家限定)	23,590,398円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド 3 0 V A (適格機関投資家限定)	148,945,122円
D I A M 世界アセットバランスファンド V A (適格機関投資家向け)	4,813,404円
D I A M 世界バランスファンド 5 5 V A (適格機関投資家限定)	127,981円
D I A M 世界アセットバランスファンド 2 V A (適格機関投資家限定)	52,923,195円
D I A M 世界アセットバランスファンド 4 0 V A (適格機関投資家限定)	4,086,941円
D I A M 世界アセットバランスファンド 2 5 V A (適格機関投資家限定)	19,894,103円
D I A M 世界アセットバランスファンド 3 V A (適格機関投資家限定)	35,528,857円
D I A M 世界アセットバランスファンド 4 V A (適格機関投資家限定)	68,595,773円
動的パッケージファンド<DC年金>	12,852,907円
コア資産形成ファンド	6,438,543円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジなし) <ラップ専用>	2,066,859,717円
MHAM 外国株式インデックスファンド	131,361,088円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジあり) <ラップ専用>	1,005,464,273円
MHAM 動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	1,506,926,166円
MHAM 外国株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]	1,784,917,490円
計	163,430,646,544円
2. 受益権の総数	163,430,646,544口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年3月28日 至 2024年3月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年3月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年3月25日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	62,634,722,036	
投資信託受益証券	175,724,433	
投資証券	341,846,557	
合計	63,152,293,026	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年2月16日から2024年3月25日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年3月25日現在				
	契約額等(円)	うち		時価(円)	評価損益(円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引					
売建	136,242,000	—	136,245,150	△3,150	
アメリカ・ドル	136,242,000	—	136,245,150	△3,150	
買建	71,514,558	—	71,517,032	2,474	
カナダ・ドル	19,014,687	—	19,013,438	△1,249	
ユーロ	52,499,871	—	52,503,594	3,723	
合計	207,756,558	—	207,762,182	△676	

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって

おります。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### 株式関連

種類	2024年3月25日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引 先物取引 買建	27,324,668,213	—		27,827,276,094	502,607,881
合計	27,324,668,213	—		27,827,276,094	502,607,881

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年3月25日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	8.8321円 (88,321円)

#### 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

2024年3月25日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	1,432,341	178.870	256,202,834.670	
	ABBOTT LABORATORIES	267,923	110.570	29,624,246.110	
	AES CORP	109,122	16.240	1,772,141.280	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	140,501	190.840	26,813,210.840	
	ADVANCED MICRO DEVICES	249,270	179.650	44,781,355.500	
	ADOBE INC	69,437	499.520	34,685,170.240	
	CHUBB LTD	62,823	255.510	16,051,904.730	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	34,261	236.710	8,109,921.310	

ALLSTATE CORP	39,652	165.250	6,552,493.000	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	101,335	200.730	20,340,974.550	
AMGEN INC	82,631	276.170	22,820,203.270	
HESS CORP	41,496	149.630	6,209,046.480	
AMERICAN EXPRESS CO	89,859	225.960	20,304,539.640	
AMERICAN ELECTRIC POWER	83,039	82.950	6,888,085.050	
AFLAC INC	84,730	84.160	7,130,876.800	
AMERICAN INTL GROUP	108,150	76.380	8,260,497.000	
ANALOG DEVICES	76,233	193.510	14,751,847.830	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	102,432	63.750	6,530,040.000	
VALERO ENERGY CORP	52,332	169.640	8,877,600.480	
ANSYS INC	13,252	349.240	4,628,128.480	
APPLE INC	2,261,698	172.280	389,645,331.440	
APPLIED MATERIALS INC	128,053	210.250	26,923,143.250	
ALBEMARLE CORP	18,991	120.860	2,295,252.260	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	81,504	62.000	5,053,248.000	
AMEREN CORP	40,644	71.680	2,913,361.920	
AUTODESK INC	33,059	262.860	8,689,888.740	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	62,963	247.610	15,590,268.430	
AUTOZONE INC	2,716	3,239.320	8,797,993.120	
AVERY DENNISON CORP	11,542	215.580	2,488,224.360	
BALL CORP	46,288	66.220	3,065,191.360	
BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	201,742	411.600	83,037,007.200	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	116,387	56.470	6,572,373.890	
BAXTER INTERNATIONAL INC	80,219	41.940	3,364,384.860	
BECTON DICKINSON & CO	43,938	246.250	10,819,732.500	
AMETEK INC	36,304	183.150	6,649,077.600	
VERIZON COMM INC	641,522	40.370	25,898,243.140	
WR BERKLEY CORP	31,607	86.230	2,725,471.610	
BEST BUY CO INC	30,568	81.660	2,496,182.880	
BIO-RAD LABORATORIES-CL A	3,021	350.460	1,058,739.660	
YUM! BRANDS INC	42,053	136.230	5,728,880.190	
FIRSTENERGY CORP	83,697	38.210	3,198,062.370	
BOEING CO	88,812	188.850	16,772,146.200	
ROBERT HALF INC	14,456	79.530	1,149,685.680	
BORGWARNER INC	37,010	33.200	1,228,732.000	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	226,432	67.620	15,311,331.840	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	17,233	74.470	1,283,341.510	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	26,064	152.460	3,973,717.440	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL INC	3,411	1,327.600	4,528,443.600	

BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	315,127	51.930	16,364,545.110	
ONEOK INC	90,252	79.030	7,132,615.560	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	9,709	131.170	1,273,529.530	
UNITED RENTALS INC	10,788	714.270	7,705,544.760	
SEMPRA	98,372	69.770	6,863,414.440	
FEDEX CORP	36,746	284.320	10,447,622.720	
VERISIGN INC	14,698	188.850	2,775,717.300	
AMPHENOL CORP	91,520	114.420	10,471,718.400	
BROWN-FORMAN CORP	48,308	50.900	2,458,877.200	
QUANTA SERVICES INC	23,271	255.920	5,955,514.320	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	101,765	3.880	394,848.200	
CSX CORP	304,211	37.350	11,362,280.850	
COTERRA ENERGY INC	114,711	27.290	3,130,463.190	
CAMPBELL SOUP CO	26,978	43.550	1,174,891.900	
CONSTELLATION BRANDS INC	24,629	268.240	6,606,482.960	
CARDINAL HEALTH INC	38,298	111.010	4,251,460.980	
CARLISLE COS INC	7,520	387.020	2,910,390.400	
CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	148,408	17.080	2,534,808.640	
CATERPILLAR INC	77,969	358.110	27,921,478.590	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	14,608	165.080	2,411,488.640	
JPMORGAN CHASE & CO	444,827	196.620	87,461,884.740	
CHURCH & DWIGHT CO INC	38,911	104.600	4,070,090.600	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	22,876	117.420	2,686,099.920	
CINTAS CORP	14,169	639.390	9,059,516.910	
CISCO SYSTEMS INC	625,028	49.780	31,113,893.840	
CLEVELAND-CLIFFS INC	83,513	21.260	1,775,486.380	
CLOROX COMPANY	18,305	150.750	2,759,478.750	
COCA-COLA CO/THE	634,080	60.490	38,355,499.200	
COPART INC	135,251	57.410	7,764,759.910	
COLGATE-PALMOLIVE CO	121,309	89.200	10,820,762.800	
MARRIOTT INTERNATIONAL- CL A	38,376	255.160	9,792,020.160	
MOLINA HEALTHCARE INC	8,928	414.720	3,702,620.160	
NRG ENERGY, INC.	34,874	67.170	2,342,486.580	
COMCAST CORP-CL A	619,656	42.740	26,484,097.440	
CONAGRA BRANDS INC	73,639	28.990	2,134,794.610	
CONSOLIDATED EDISON INC	51,736	88.600	4,583,809.600	
CMS ENERGY CORP	44,128	58.970	2,602,228.160	
COOPER COS INC	31,884	100.420	3,201,791.280	
MOLSON COORS BEVERAGE CO	30,436	67.160	2,044,081.760	
CORNING INC	126,561	32.570	4,122,091.770	
HEICO CORP-CL A	11,614	155.540	1,806,441.560	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	9,442	250.840	2,368,431.280	
CUMMINS INC	22,263	290.340	6,463,839.420	
DARLING INTERNATIONAL INC	23,806	45.340	1,079,364.040	

DR HORTON INC	45,784	161.820	7,408,766.880	
DANAHER CORP	108,358	254.800	27,609,618.400	
MOODY'S CORP	25,623	387.640	9,932,499.720	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	75,997	71.900	5,464,184.300	
TARGET CORP	71,189	168.630	12,004,601.070	
DEERE & CO	41,361	398.860	16,497,248.460	
MORGAN STANLEY	189,813	91.950	17,453,305.350	
REPUBLIC SERVICES INC	33,574	190.510	6,396,182.740	
COSTAR GROUP INC	61,975	95.720	5,932,247.000	
DECKERS OUTDOOR CORP	4,174	922.440	3,850,264.560	
THE WALT DISNEY CO	283,075	115.870	32,799,900.250	
DOLLAR TREE INC	31,756	125.710	3,992,046.760	
DOVER CORP	22,599	176.410	3,986,689.590	
OMNICOM GROUP	30,586	93.970	2,874,166.420	
DTE ENERGY CO	33,700	108.880	3,669,256.000	
DUKE ENERGY CORP	118,123	94.610	11,175,617.030	
DARDEN RESTAURANTS INC	17,701	165.110	2,922,612.110	
EBAY INC	84,227	51.420	4,330,952.340	
BANK OF AMERICA CORP	1,090,810	37.050	40,414,510.500	
CITIGROUP INC	294,170	60.820	17,891,419.400	
EASTMAN CHEMICAL CO	16,790	95.270	1,599,583.300	
EATON CORP PLC	61,113	316.580	19,347,153.540	
CADENCE DESIGN SYS INC	41,715	322.740	13,463,099.100	
ECOLAB INC	39,987	229.270	9,167,819.490	
REVVITY INC	17,972	103.250	1,855,609.000	
ELECTRONIC ARTS INC	38,801	131.700	5,110,091.700	
SALESFORCE INC	148,357	307.770	45,659,833.890	
ERIE INDEMNITY CO	4,050	400.210	1,620,850.500	
EMERSON ELECTRIC CO	87,960	112.450	9,891,102.000	
ATMOS ENERGY CORP	24,532	116.570	2,859,695.240	
ENTERGY CORP	33,557	103.170	3,462,075.690	
EOG RESOURCES INC	90,394	124.840	11,284,786.960	
EQUIFAX INC	18,730	264.160	4,947,716.800	
EQT CORP	59,729	34.360	2,052,288.440	
ESTEE LAUDER COS INC/THE	35,846	143.180	5,132,430.280	
EXPEDITORS INTERNATIONAL	22,415	121.690	2,727,681.350	
EXXON MOBIL CORP	615,470	113.490	69,849,690.300	
FMC CORP	17,711	62.360	1,104,457.960	
NEXTERA ENERGY INC	317,255	61.780	19,600,013.900	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	6,019	447.460	2,693,261.740	
FAIR ISAAC CORP	3,775	1,276.740	4,819,693.500	
ASSURANT INC	8,766	179.680	1,575,074.880	
FASTENAL CO	89,185	78.100	6,965,348.500	
FIFTH THIRD BANCORP	105,410	36.370	3,833,761.700	
M&T BANK CORP	24,958	142.150	3,547,779.700	
FISERV INC	91,718	156.290	14,334,606.220	
FORD MOTOR CO	608,574	12.910	7,856,690.340	
FRANKLIN RESOURCES INC	47,477	27.370	1,299,445.490	

FREEMPORT-MCMORAN INC	224,733	45.100	10,135,458.300	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	1,584	1,600.230	2,534,764.320	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	33,344	246.530	8,220,296.320	
GENERAL DYNAMICS CORP	35,855	281.160	10,080,991.800	
GENERAL MILLS INC	88,517	69.100	6,116,524.700	
GENUINE PARTS CO	20,769	155.880	3,237,471.720	
GILEAD SCIENCES INC	190,011	72.610	13,796,698.710	
GARTNER INC	11,988	479.340	5,746,327.920	
MCKESSON CORP	20,854	532.570	11,106,214.780	
NVIDIA CORP	380,370	942.890	358,647,069.300	
GRACO INC	27,006	94.350	2,548,016.100	
GENERAL ELECTRIC CO	167,599	175.150	29,354,964.850	
WW GRAINGER INC	6,777	1,027.100	6,960,656.700	
HALLIBURTON CO	139,251	38.390	5,345,845.890	
MONSTER BEVERAGE CORP	117,637	59.500	6,999,401.500	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	50,300	406.820	20,463,046.000	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	28,728	211.940	6,088,612.320	
HASBRO INC	16,359	54.840	897,127.560	
HENRY SCHEIN INC	20,863	73.120	1,525,502.560	
HEICO CORP	6,878	193.380	1,330,067.640	
HERSHEY FOODS CORP	24,324	197.990	4,815,908.760	
HP INC	145,950	30.050	4,385,797.500	
F5 INC	8,981	190.570	1,711,509.170	
CROWN HOLDINGS INC NPR	18,125	77.550	1,405,593.750	
UNITED THERAPEUTICS CORP	7,615	237.900	1,811,608.500	
JUNIPER NETWORKS INC	50,704	37.050	1,878,583.200	
HOLOGIC INC	38,399	75.260	2,889,908.740	
HOME DEPOT INC	152,731	390.280	59,607,854.680	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	29,668	85.130	2,525,636.840	
HORMEL FOODS CORP	49,054	34.380	1,686,476.520	
CENTERPOINT ENERGY INC	97,776	27.830	2,721,106.080	
LENNOX INTERNATIONAL INC	4,917	493.850	2,428,260.450	
HUBBELL INC	7,820	417.920	3,268,134.400	
HUMANA INC	18,641	348.540	6,497,134.140	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	12,276	194.790	2,391,242.040	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	215,385	13.310	2,866,774.350	
BIOGEN INC	21,910	218.100	4,778,571.000	
IDEX CORP	12,292	243.870	2,997,650.040	
ILLINOIS TOOL WORKS	46,463	268.660	12,482,749.580	
INTUIT INC	43,142	643.740	27,772,231.080	
IDEXX LABORATORIES INC	12,500	530.720	6,634,000.000	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	35,154	300.290	10,556,394.660	
INTEL CORP	650,991	42.570	27,712,686.870	
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	40,993	83.080	3,405,698.440	

INTERNATIONAL PAPER CO	53,419	39.530	2,111,653.070	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	54,063	32.750	1,770,563.250	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	11,857	168.950	2,003,240.150	
JABIL CIRCUIT INC	19,586	131.190	2,569,487.340	
INCYTE CORP	31,654	56.980	1,803,644.920	
JOHNSON & JOHNSON	370,879	155.230	57,571,547.170	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	45,659	100.160	4,573,205.440	
KLA CORPORATION	20,937	710.560	14,876,994.720	
DEVON ENERGY CORP	96,985	48.370	4,691,164.450	
KELLANOVA	42,451	55.550	2,358,153.050	
KEYCORP	144,072	15.030	2,165,402.160	
KIMBERLY-CLARK CORP	52,932	124.930	6,612,794.760	
BLACKROCK INC/NEW YORK	22,727	824.830	18,745,911.410	
KROGER CO	103,385	56.550	5,846,421.750	
LAM RESEARCH CORP	20,285	977.900	19,836,701.500	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	7,446	424.030	3,157,327.380	
PACKAGING CORP OF AMERICA	13,451	184.720	2,484,668.720	
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	20,260	79.680	1,614,316.800	
AKAMAI TECHNOLOGIES	23,313	108.970	2,540,417.610	
LENNAR CORP	37,667	166.580	6,274,568.860	
ELI LILLY & CO	124,326	770.610	95,806,858.860	
BATH & BODY WORKS INC	34,638	46.750	1,619,326.500	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	110,884	156.270	17,327,842.680	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	44,825	147.450	6,609,446.250	
LOCKHEED MARTIN CORP	33,842	445.880	15,089,470.960	
LOEWS CORP	30,289	76.450	2,315,594.050	
LOWE'S COS INC	88,486	258.500	22,873,631.000	
DOMINION ENERGY INC	126,501	48.320	6,112,528.320	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	40,401	44.470	1,796,632.470	
MCCORMICK & CO INC	40,279	70.030	2,820,738.370	
MCDONALD'S CORPORATION	111,035	282.630	31,381,822.050	
S&P GLOBAL INC	50,122	419.130	21,007,633.860	
EVEREST GROUP LTD	6,670	384.170	2,562,413.900	
MARKEL GROUP INC	2,013	1,518.630	3,057,002.190	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	91,510	93.790	8,582,722.900	
MARSH & MCLENNAN COS	75,606	204.420	15,455,378.520	
MASCO CORP	34,561	77.100	2,664,653.100	
MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	9,365	607.120	5,685,678.800	
METLIFE INC	97,405	72.630	7,074,525.150	
MEDTRONIC PLC	205,863	83.080	17,103,098.040	

CVS HEALTH CORP	197,356	78.480	15,488,498.880	
MERCK & CO. INC.	390,800	123.850	48,400,580.000	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	65,250	74.680	4,872,870.000	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	12,876	213.260	2,745,935.760	
MICROSOFT CORP	1,087,148	428.740	466,103,833.520	
MICRON TECH INC	168,037	110.210	18,519,357.770	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	81,668	88.040	7,190,050.720	
3M CO	86,733	106.780	9,261,349.740	
ENTEGRIS INC	23,675	140.760	3,332,493.000	
CHARLES RIVER LABORATORIES INT	7,674	272.570	2,091,702.180	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	25,570	348.560	8,912,679.200	
ILLUMINA INC	24,379	137.240	3,345,773.960	
XCEL ENERGY INC	88,125	52.270	4,606,293.750	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	14,613	141.430	2,066,716.590	
NETAPP INC	32,785	104.730	3,433,573.050	
NEWMONT CORP	182,697	33.770	6,169,677.690	
NVR INC	483	7,971.710	3,850,335.930	
NIKE INC-CL B	187,720	93.860	17,619,399.200	
NORDSON CORP	8,735	268.520	2,345,522.200	
NORFOLK SOUTHERN CORP	35,167	254.120	8,936,638.040	
EVERSOURCE ENERGY	51,861	57.890	3,002,233.290	
NISOURCE INC	64,543	27.100	1,749,115.300	
NORTHERN TRUST CORP	32,868	85.540	2,811,528.720	
NORTHROP GRUMMAN CORP	22,098	468.750	10,358,437.500	
WELLS FARGO & CO	558,286	57.130	31,894,879.180	
NUCOR CORP	37,496	194.440	7,290,722.240	
CHENIERE ENERGY INC	36,422	159.720	5,817,321.840	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	57,630	141.160	8,135,050.800	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	99,774	63.810	6,366,578.940	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	14,854	441.070	6,551,653.780	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	9,084	1,167.530	10,605,842.520	
ORACLE CORP	254,062	127.790	32,466,582.980	
PACCAR INC	80,726	123.750	9,989,842.500	
PTC INC	18,085	190.280	3,441,213.800	
EXELON CORP	157,197	36.700	5,769,129.900	
PARKER HANNIFIN CORP	19,900	554.890	11,042,311.000	
PAYCHEX INC	49,152	120.840	5,939,527.680	
ALIGN TECHNOLOGY INC	11,452	319.420	3,657,997.840	
PPL CORPORATION	113,687	27.080	3,078,643.960	
PEPSICO INC	212,674	172.020	36,584,181.480	
PENTAIR PLC	25,545	83.940	2,144,247.300	
PFIZER INC	873,728	27.360	23,905,198.080	
ESSENTIAL UTILITIES INC	40,319	36.630	1,476,884.970	

CONOCOPHILLIPS	183,994	123.030	22,636,781.820	
PG&E CORP	306,139	16.410	5,023,740.990	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	36,219	255.530	9,255,041.070	
ALTRIA GROUP INC	271,033	42.980	11,648,998.340	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	61,632	155.510	9,584,392.320	
BROWN & BROWN INC	36,907	86.000	3,174,002.000	
GARMIN LTD	23,281	147.290	3,429,058.490	
PPG INDUSTRIES INC	35,748	142.560	5,096,234.880	
COSTCO WHOLESALE CORP	68,386	734.800	50,250,032.800	
T ROWE PRICE GROUP INC	34,293	118.620	4,067,835.660	
QUEST DIAGNOSTICS	16,574	129.300	2,143,018.200	
PROCTER & GAMBLE CO	363,111	161.660	58,700,524.260	
PROGRESSIVE CORP	89,808	205.700	18,473,505.600	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	74,243	65.030	4,828,022.290	
PULTE GROUP INC	33,950	116.450	3,953,477.500	
GLOBAL PAYMENTS INC	40,068	132.130	5,294,184.840	
QUALCOMM INC	172,540	170.100	29,349,054.000	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	29,141	125.590	3,659,818.190	
EXACT SCIENCES CORP	26,045	62.100	1,617,394.500	
RELIANCE INC	8,747	330.430	2,890,271.210	
REGENERON PHARMACEUTICALS	16,559	967.240	16,016,527.160	
REPLIGEN CORP	8,576	198.030	1,698,305.280	
RESMED INC	22,899	192.000	4,396,608.000	
US BANCORP	241,484	43.590	10,526,287.560	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	56,309	90.680	5,106,100.120	
ROSS STORES INC	50,878	145.370	7,396,134.860	
ROLLINS INC	45,708	46.540	2,127,250.320	
ROPER TECHNOLOGIES INC	16,344	556.380	9,093,474.720	
ROCKWELL AUTOMATION INC	17,327	286.380	4,962,106.260	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	37,464	136.020	5,095,853.280	
RPM INTERNATIONAL INC	19,258	118.690	2,285,732.020	
ACCENTURE PLC-CL A	96,538	337.500	32,581,575.000	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	208,847	72.400	15,120,522.800	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	16,217	273.210	4,430,646.570	
AXON ENTERPRISE INC	11,039	316.320	3,491,856.480	
THE TRAVELERS COMPANIES INC	34,835	224.450	7,818,715.750	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	89,354	70.520	6,301,244.080	
BOOKING HOLDINGS INC	5,452	3,624.730	19,762,027.960	
SCHLUMBERGER LTD	217,990	53.990	11,769,280.100	
SCHWAB (CHARLES) CORP	230,145	71.600	16,478,382.000	
POOL CORP	6,305	416.380	2,625,275.900	

ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	32,114	127.200	4,084,900.800
SEI INVESTMENTS CO	14,477	70.080	1,014,548.160
ELEVANCE HEALTH INC	36,139	513.850	18,570,025.150
CENCORA INC	25,701	242.500	6,232,492.500
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	35,591	83.530	2,972,916.230
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	37,500	342.870	12,857,625.000
CENTENE CORP	82,487	76.930	6,345,724.910
SMITH (A. O. ) CORP	19,563	89.280	1,746,584.640
SNAP-ON INC	8,204	291.630	2,392,532.520
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	54,392	114.600	6,233,323.200
EDISON INTERNATIONAL	57,612	69.560	4,007,490.720
SOUTHERN CO	166,722	69.800	11,637,195.600
TRUIST FINANCIAL CORP	206,811	37.690	7,794,706.590
SOUTHWEST AIRLINES	19,700	28.450	560,465.000
AT&T INC	1,094,228	16.980	18,579,991.440
CHEVRON CORP	277,081	154.660	42,853,347.460
STANLEY BLACK & DECKER INC	22,592	94.680	2,139,010.560
STATE STREET CORP	50,416	75.840	3,823,549.440
STARBUCKS CORP	175,161	90.710	15,888,854.310
STEEL DYNAMICS INC	22,937	144.010	3,303,157.370
STRYKER CORP	52,791	352.620	18,615,162.420
NETFLIX INC	67,648	628.010	42,483,620.480
GEN DIGITAL INC	92,583	22.100	2,046,084.300
KNIGHT SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	27,400	52.580	1,440,692.000
SYNOPSIS INC	23,314	594.200	13,853,178.800
SYSCO CORP	81,369	81.590	6,638,896.710
INTUITIVE SURGICAL INC	54,381	394.070	21,429,920.670
TELEFLEX INC	6,985	220.940	1,543,265.900
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	169,250	13.890	2,350,882.500
TERADYNE INC	22,066	110.750	2,443,809.500
TEXAS INSTRUMENTS INC	140,780	172.480	24,281,734.400
TEXTRON INC	29,841	95.850	2,860,259.850
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	59,645	583.090	34,778,403.050
GLOBE LIFE INC	14,973	115.470	1,728,932.310
TORO CO	14,644	90.440	1,324,403.360
DAVITA INC	6,813	134.110	913,691.430
TRACTOR SUPPLY CO	16,808	262.970	4,419,999.760
BIO-TECHNE CORP	25,934	71.500	1,854,281.000
TRIMBLE INC	37,504	64.200	2,407,756.800
TYLER TECHNOLOGIES INC	6,175	419.290	2,589,115.750
TYSON FOODS INC	41,316	58.050	2,398,393.800
MARATHON OIL CORP	92,952	27.100	2,518,999.200
UNION PACIFIC CORP	93,133	244.970	22,814,791.010

RTX CORP	223,486	95.540	21,351,852.440	
UNITEDHEALTH GROUP INC	142,800	490.070	69,981,996.000	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	9,903	180.490	1,787,392.470	
PARAMOUNT GLOBAL	81,326	11.250	914,917.500	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	39,411	415.660	16,381,576.260	
VULCAN MATERIALS CO	20,095	274.360	5,513,264.200	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	107,124	20.580	2,204,611.920	
WALMART INC	678,540	60.870	41,302,729.800	
WASTE MANAGEMENT INC	62,122	211.780	13,156,197.160	
WATERS CORP	8,786	347.310	3,051,465.660	
WATSCO INC	4,889	439.500	2,148,715.500	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	11,464	393.920	4,515,898.880	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	15,604	124.470	1,942,229.880	
VAIL RESORTS INC	6,523	221.500	1,444,844.500	
WESTERN DIGITAL CORP	49,451	63.940	3,161,896.940	
WABTEC CORP	28,400	143.780	4,083,352.000	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	25,319	105.570	2,672,926.830	
WYNN RESORTS LTD	15,379	99.890	1,536,208.310	
NASDAQ INC	52,969	61.630	3,264,479.470	
CME GROUP INC	55,935	214.500	11,998,057.500	
WILLIAMS COS INC	188,794	38.250	7,221,370.500	
WILLIAMS-SONOMA INC	9,646	312.630	3,015,628.980	
DICK'S SPORTING GOODS INC	8,551	221.240	1,891,823.240	
LKQ CORP	43,882	52.780	2,316,091.960	
ALLIANT ENERGY CORP	40,524	48.670	1,972,303.080	
WEC ENERGY GROUP INC	47,882	80.010	3,831,038.820	
CARMAX INC	22,414	85.530	1,917,069.420	
TJX COMPANIES INC	175,938	99.480	17,502,312.240	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP	7,785	291.440	2,268,860.400	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	156,049	3.130	488,433.370	
JARDINE MATHESON HOLDINGS LTD	23,528	37.400	879,947.200	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	19,271	146.510	2,823,394.210	
CBRE GROUP INC	48,577	96.590	4,692,052.430	
REGIONS FINANCIAL CORP	152,588	19.860	3,030,397.680	
DOMINO'S PIZZA INC	5,137	458.420	2,354,903.540	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	7,519	672.310	5,055,098.890	
WESTLAKE CORP	6,030	150.320	906,429.600	
T-MOBILE US INC	80,697	160.610	12,960,745.170	
LAS VEGAS SANDS CORP	59,474	50.100	2,979,647.400	
MOSAIC CO/THE	48,502	31.180	1,512,292.360	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	6,126	221.700	1,358,134.200	

CELANESE CORP	16,273	165.410	2,691,716.930	
DEXCOM INC	58,553	133.180	7,798,088.540	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	19,554	210.540	4,116,899.160	
EXPEDIA GROUP INC	21,978	136.840	3,007,469.520	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	30,969	83.660	2,590,866.540	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	15,536	430.160	6,682,965.760	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	87,385	136.230	11,904,458.550	
LIVE NATION	23,597	105.990	2,501,046.030	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	4,226	2,882.040	12,179,501.040	
TRANSDIGM GROUP INC	8,496	1,231.200	10,460,275.200	
MASTERCARD INC	128,934	481.670	62,103,639.780	
CELSIUS HOLDINGS INC	23,623	92.460	2,184,182.580	
OWENS CORNING	13,227	165.970	2,195,285.190	
LEIDOS HOLDINGS INC	20,679	129.140	2,670,486.060	
AERCAP HOLDINGS NV	30,064	86.510	2,600,836.640	
FIRST SOLAR INC	15,579	153.310	2,388,416.490	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	18,398	203.510	3,744,176.980	
SUPER MICRO COMPUTER INC	7,793	972.740	7,580,562.820	
AECOM TECHNOLOGY CORP	21,094	97.610	2,058,985.340	
DELTA AIR LINES INC	21,592	45.590	984,379.280	
INSULET CORP	10,158	164.310	1,669,060.980	
DISCOVER FINANCIAL	39,188	125.760	4,928,282.880	
TE CONNECTIVITY LTD	47,054	143.310	6,743,308.740	
LULULEMON ATHLETICA INC	17,837	403.190	7,191,700.030	
MERCADOLIBRE INC	6,913	1,571.990	10,867,166.870	
ULTA BEAUTY INC	7,263	520.370	3,779,447.310	
MSCI INC	11,948	553.110	6,608,558.280	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	236,746	90.880	21,515,476.480	
VISA INC	243,751	283.260	69,044,908.260	
KEURIG DR PEPPER INC	160,760	29.800	4,790,648.000	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	31,751	117.750	3,738,680.250	
MARATHON PETROLEUM CORP	58,062	200.170	11,622,270.540	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	21,430	82.200	1,761,546.000	
KINDER MORGAN INC/DELAWARE	298,312	18.060	5,387,514.720	
XYLEM INC	36,891	129.210	4,766,686.110	
LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	40,421	100.980	4,081,712.580	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	6,481	292.550	1,896,016.550	
EPAM SYSTEMS INC	9,031	270.820	2,445,775.420	
HCA HEALTHCARE INC	30,702	329.940	10,129,817.880	
VERISK ANALYTICS INC	21,663	234.860	5,087,772.180	

JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	10,706	121.810	1,304,097.860	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	11,338	303.260	3,438,361.880	
NXP SEMICONDUCTOR NV	38,938	244.330	9,513,721.540	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDING CORP	19,242	147.610	2,840,311.620	
TARGA RESOURCES CORP	33,263	110.900	3,688,866.700	
LEAR CORP	9,398	145.700	1,369,288.600	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	15,608	180.920	2,823,799.360	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	34,295	63.840	2,189,392.800	
DOLLAR GENERAL CORP	33,444	150.700	5,040,010.800	
FORTINET INC	100,599	68.300	6,870,911.700	
HYATT HOTELS CORP	6,647	159.150	1,057,870.050	
TESLA INC	440,906	170.830	75,319,971.980	
ENPHASE ENERGY INC	21,539	114.610	2,468,584.790	
GENERAL MOTORS CO	208,056	43.060	8,958,891.360	
ALLY FINANCIAL INC	39,230	39.290	1,541,346.700	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	11,895	260.370	3,097,101.150	
APTIV PLC	43,097	78.720	3,392,595.840	
PHILLIPS 66	68,358	159.450	10,899,683.100	
META PLATFORMS INC	341,856	509.580	174,202,980.480	
IQVIA HOLDINGS INC	27,848	252.410	7,029,113.680	
DIAMONDBACK ENERGY INC	26,616	194.700	5,182,135.200	
SERVICENOW INC	31,602	774.150	24,464,688.300	
PALO ALTO NETWORKS INC	48,773	286.780	13,987,120.940	
WORKDAY INC	32,378	277.500	8,984,895.000	
ABBVIE INC	272,283	178.450	48,588,901.350	
ZOETIS INC	70,224	168.900	11,860,833.600	
NEWS CORP/NEW-CL A	54,211	25.900	1,404,064.900	
CDW CORP	20,262	255.670	5,180,385.540	
HOWMET AEROSPACE INC	63,110	68.100	4,297,791.000	
TWILIO INC	25,710	61.570	1,582,964.700	
SNAP INC	152,250	11.400	1,735,650.000	
TRADE DESK INC A	69,828	85.060	5,939,569.680	
OKTA INC	25,106	106.130	2,664,499.780	
BAKER HUGHES CO	152,160	33.440	5,088,230.400	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	21,785	103.170	2,247,558.450	
CNH INDUSTRIAL NV	161,962	12.730	2,061,776.260	
BROADCOM INC	68,510	1,353.470	92,726,229.700	
ARES MANAGEMENT CORP	26,510	133.870	3,548,893.700	
MONGODB INC	10,906	355.500	3,877,083.000	
BURLINGTON STORES INC	10,565	226.670	2,394,768.550	
VEEVA SYSTEMS INC	23,273	230.420	5,362,564.660	
EVERGY INC	33,192	51.630	1,713,702.960	
ALLEGION PLC	13,423	134.120	1,800,292.760	
DAYFORCE INC	22,002	69.170	1,521,878.340	
STERIS PLC	15,540	229.000	3,558,660.000	
DOCUSIGN INC	31,974	58.270	1,863,124.980	

WIX.COM LTD	8,997	139.340	1,253,641.980
DROPBOX INC	41,801	24.350	1,017,854.350
KKR & CO INC	90,373	100.760	9,105,983.480
FUTU HOLDINGS LTD ADR	5,050	54.190	273,659.500
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS INC	39,400	65.960	2,598,824.000
MODERNA INC	50,006	105.430	5,272,132.580
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	40,232	211.300	8,501,021.600
CIGNA GROUP	45,163	351.780	15,887,440.140
DELL TECHNOLOGIES INC	38,669	112.240	4,340,208.560
DOW INC	106,037	57.680	6,116,214.160
OVINTIV INC	39,160	50.950	1,995,202.000
AMCOR PLC	223,348	9.230	2,061,502.040
PINTEREST INC	90,936	33.890	3,081,821.040
FOX CORP-A	36,501	30.040	1,096,490.040
FOX CORP-B	27,507	27.320	751,491.240
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	35,283	327.580	11,558,005.140
AVANTOR INC	107,376	26.070	2,799,292.320
DYNATRACE INC	39,362	46.330	1,823,641.460
CLOUDFLARE INC	46,487	96.570	4,489,249.590
TRADEWEB MARKETS INC	16,918	105.230	1,780,281.140
CARRIER GLOBAL CORP	124,379	57.860	7,196,568.940
OTIS WORLDWIDE CORP	62,600	99.340	6,218,684.000
UBER TECHNOLOGIES INC	285,830	80.230	22,932,140.900
CORTEVA INC	108,001	55.070	5,947,615.070
MATCH GROUP INC	44,764	35.750	1,600,313.000
FERGUSON PLC	30,868	221.270	6,830,162.360
BILL HOLDINGS INC	16,243	68.050	1,105,336.150
BLACKSTONE INC	108,546	127.860	13,878,691.560
PAYLOCITY HOLDING CORP	7,385	171.200	1,264,312.000
CARLYLE GROUP INC	34,847	46.420	1,617,597.740
DATADOG INC	42,674	123.020	5,249,755.480
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	30,890	89.010	2,749,518.900
VERTIV HOLDINGS CO	53,234	82.500	4,391,805.000
INGERSOLL RAND INC	61,976	94.740	5,871,606.240
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	62,373	89.730	5,596,729.290
PAYCOM SOFTWARE INC	8,941	192.470	1,720,874.270
RIVIAN AUTOMOTIVE INC	93,426	10.800	1,009,000.800
DRAFTKINGS INC	63,900	47.200	3,016,080.000
UNITY SOFTWARE INC	40,967	26.990	1,105,699.330
AON PLC	31,309	326.790	10,231,468.110
WARNER BROS DISCOVERY INC	351,421	8.440	2,965,993.240
TEXAS PACIFIC LAND CORP	906	1,685.870	1,527,398.220
BENTLEY SYSTEMS INC	33,634	51.860	1,744,259.240
COINBASE GLOBAL INC	26,305	255.510	6,721,190.550
UIPATH INC	53,439	22.970	1,227,493.830

AIRBNB INC	67,475	167.860	11,326,353.500	
CONSTELLATION ENERGY CORP	48,214	178.240	8,593,663.360	
MONDAY.COM LTD	4,308	228.000	982,224.000	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	39,050	27.540	1,075,437.000	
APPLOVIN CORP	25,377	71.230	1,807,603.710	
ROYALTY PHARMA PLC	62,173	30.270	1,881,976.710	
ROBLOX CORP	66,477	37.260	2,476,933.020	
VIATRIS INC	184,148	11.840	2,180,312.320	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	34,604	41.310	1,429,491.240	
CHESAPEAKE ENERGY CORP	15,846	86.310	1,367,668.260	
HF SINCLAIR CORP	25,560	61.590	1,574,240.400	
SNOWFLAKE INC	42,608	159.030	6,775,950.240	
DOORDASH INC	39,376	137.240	5,403,962.240	
ARISTA NETWORKS INC	40,807	306.420	12,504,080.940	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	61,704	112.580	6,946,636.320	
GLOBAL-E ONLINE LTD	15,893	36.710	583,432.030	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC	290,013	24.180	7,012,514.340	
FNF GROUP	38,907	51.630	2,008,768.410	
JACOBS SOLUTIONS INC	18,723	150.030	2,809,011.690	
MARVELL TECHNOLOGY INC	134,511	66.540	8,950,361.940	
APA CORP	49,146	33.460	1,644,425.160	
CONFLUENT INC	27,524	30.960	852,143.040	
LINDE PLC	74,454	468.240	34,862,340.960	
ROBINHOOD MARKETS INC	73,566	18.300	1,346,257.800	
U-HAUL HOLDING CO	11,981	65.300	782,359.300	
ASPEN TECHNOLOGY INC	3,721	200.750	746,990.750	
TOAST INC	45,399	23.800	1,080,496.200	
GRAB HOLDINGS LTD	279,515	3.150	880,472.250	
CATALENT INC	27,357	55.790	1,526,247.030	
SYNCHRONY FINANCIAL	68,701	41.550	2,854,526.550	
VERALTO CORP	37,086	89.460	3,317,713.560	
SAMSARA INC	27,908	37.100	1,035,386.800	
LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY SIRIUSXM	19,871	28.740	571,092.540	
LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY FORMULA ONE	28,191	67.240	1,895,562.840	
BUNGE GLOBAL SA	21,715	99.220	2,154,562.300	
KENVUE INC	264,038	20.600	5,439,182.800	
CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	73,013	35.150	2,566,406.950	
CYBERARK SOFTWARE LTD	6,799	268.140	1,823,083.860	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	27,713	154.390	4,278,610.070	
HUBSPOT INC	7,360	621.750	4,576,080.000	
QORVO INC	14,144	114.380	1,617,790.720	
LIBERTY BROADBAND CORP-C	18,444	56.000	1,032,864.000	

W/I				
LIBERTY GLOBAL LTD	36,034	17.390	626,631.260	
GODADDY INC	19,713	121.620	2,397,495.060	
ETSY INC	18,558	67.820	1,258,603.560	
TRANSUNION	31,262	80.000	2,500,960.000	
ALBERTSONS COS INC	54,086	20.900	1,130,397.400	
BLOCK INC	84,306	80.770	6,809,395.620	
DUPONT DE NEMOURS INC	68,235	75.740	5,168,118.900	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	31,012	71.320	2,211,775.840	
WESTROCK CO	42,166	48.220	2,033,244.520	
KRAFT HEINZ CO	129,447	35.850	4,640,674.950	
FORTIVE CORP	55,370	85.660	4,742,994.200	
WASTE CONNECTIONS INC	38,848	170.880	6,638,346.240	
ALPHABET INC-CL A	912,175	150.770	137,528,624.750	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	186,711	17.370	3,243,170.070	
PAYPAL HOLDINGS INC	158,507	64.770	10,266,498.390	
SEA LTD ADR	58,070	54.470	3,163,072.900	
EQUITABLE HOLDINGS INC	56,329	36.390	2,049,812.310	
ZILLOW GROUP INC-C	22,374	50.830	1,137,270.420	
ALPHABET INC-CL C	792,918	151.770	120,341,164.860	
ZSCALER INC	14,051	194.950	2,739,242.450	
ATLASSIAN CORP PLC	23,713	192.530	4,565,463.890	
ROKU INC	19,331	63.580	1,229,064.980	
CHARTER COMMUNICATIONS INC	15,049	290.600	4,373,239.400	
VISTRA CORP	49,633	69.090	3,429,143.970	
アメリカ・ドル 小計	52,299,603		6,931,733,955.890 (1,049,672,472,943)	
イギリス・ポンド				
ANTOFAGASTA PLC	61,295	20.070	1,230,190.650	
ASHTAD GROUP	66,851	55.940	3,739,644.940	
SEVERN TRENT PLC	45,548	25.680	1,169,672.640	
BARCLAYS PLC	2,229,023	1.808	4,030,073.580	
BARRATT DEVELOPMENTS PLC	124,196	4.745	589,310.020	
BT GROUP PLC	904,198	1.076	972,917.040	
BUNZL PLC	53,979	30.730	1,658,774.670	
CRH PLC	108,593	68.240	7,410,386.320	
AVIVA PLC	429,205	4.945	2,122,418.720	
CRODA INTERNATIONAL	20,573	50.920	1,047,577.160	
DIAGEO PLC	346,858	29.010	10,062,350.580	
SCHRODERS PLC	110,366	3.773	416,410.910	
DCC PLC	17,471	56.840	993,051.640	
NATIONAL GRID PLC	579,825	10.665	6,183,833.620	
KINGFISHER PLC	336,026	2.336	784,956.730	
BAE SYSTEMS PLC	457,388	13.635	6,236,485.380	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	315,055	23.760	7,485,706.800	
HALMA PLC	62,208	23.410	1,456,289.280	

NEXT PLC	18,588	91.920	1,708,608.960	
IMPERIAL BRANDS PLC	126,179	17.340	2,187,943.860	
ANGLO AMERICAN PLC	193,117	19.294	3,725,999.390	
COMPASS GROUP PLC	259,074	22.660	5,870,616.840	
HSBC HOLDINGS PLC	2,973,100	6.249	18,578,901.900	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	949,467	2.562	2,432,534.450	
CENTRICA PLC	793,776	1.269	1,007,301.740	
UNILEVER PLC	382,437	39.765	15,207,607.300	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	115,134	10.530	1,212,361.020	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	55,043	24.260	1,335,343.180	
PEARSON PLC	84,159	10.375	873,149.620	
PERSIMMON PLC	56,989	13.360	761,373.040	
PRUDENTIAL PLC	418,146	7.784	3,254,848.460	
RIO TINTO PLC	173,077	49.970	8,648,657.690	
VODAFONE GROUP PLC	3,582,903	0.684	2,450,705.650	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	110,858	44.060	4,884,403.480	
RELX PLC	289,143	34.580	9,998,564.940	
RENTOKIL INITIAL PLC	374,845	4.699	1,761,396.650	
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	1,303,232	4.199	5,472,271.160	
NATWEST GROUP PLC	896,355	2.611	2,340,382.900	
ST JAMES' S PLACE PLC	89,082	4.586	408,530.050	
SSE PLC	168,922	16.190	2,734,847.180	
BP PLC	2,631,576	4.988	13,126,301.080	
SAGE GROUP PLC (THE)	152,196	12.615	1,919,952.540	
SMITHS GROUP PLC	51,695	16.800	868,476.000	
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	10,751	105.950	1,139,068.450	
STANDARD CHARTERED PLC	362,528	6.726	2,438,363.320	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	9,868,076	0.521	5,141,267.590	
TAYLOR WIMPLEY PLC	569,863	1.406	801,227.370	
TESCO PLC	1,122,991	2.942	3,303,839.520	
3I GROUP PLC	149,486	27.610	4,127,308.460	
SMITH & NEPHEW PLC	125,930	10.390	1,308,412.700	
GSK PLC	626,067	16.868	10,560,498.150	
LONDON STOCK EXCHANGE PLC	63,356	96.520	6,115,121.120	
WPP PLC	176,061	7.420	1,306,372.620	
ASTRAZENECA PLC	239,773	104.820	25,133,005.860	
WHITBREAD PLC	31,475	32.920	1,036,157.000	
INTERTEK GROUP PLC	23,309	49.130	1,145,171.170	
BURBERRY GROUP PLC	52,229	11.835	618,130.210	
INTERCONTINENTAL HOTELS	26,874	81.580	2,192,380.920	
SAINSBURY (J) PLC	265,807	2.568	682,592.370	
ADMIRAL GROUP PLC	40,084	28.180	1,129,567.120	
THE BERKELEY GROUP HOLDINGS	16,489	47.730	787,019.970	

	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	18,455	19.155	353,505.520	
	ABRDN PLC	285,831	1.456	416,169.930	
	EXPERIAN PLC	140,133	34.860	4,885,036.380	
	MONDI PLC	67,554	13.635	921,098.790	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	36,942	7.180	265,243.560	
	OCADO GROUP PLC	69,766	4.683	326,714.170	
	INFORMA PLC	223,961	8.356	1,871,418.110	
	GLENCORE PLC	1,570,188	4.288	6,732,966.140	
	ENTAIN PLC	96,924	7.844	760,271.850	
	COCA-COLA HBC AG	31,035	24.790	769,357.650	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	135,828	5.292	718,801.770	
	M&G PLC	270,401	2.388	645,717.580	
	ENDEAVOUR MINING PLC	28,075	14.580	409,333.500	
	WISE PLC	96,207	9.732	936,286.520	
	JD SPORTS FASHION PLC	382,071	1.097	419,131.880	
	HALEON PLC	947,490	3.285	3,112,504.650	
	SHELL PLC	1,001,245	26.320	26,352,768.400	
	AUTO TRADER GROUP PLC	143,188	7.624	1,091,665.310	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	27,104	171.950	4,660,532.800	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	216,124	6.700	1,448,030.800	
イギリス・ポンド	小計	42,077,422		296,423,188.990 (56,530,866,372)	
イスラエル・シケル	BANK HAPOALIM BM	187,404	33.880	6,349,247.520	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	239,083	29.870	7,141,409.210	
	ELBIT SYSTEMS LTD	3,330	736.800	2,453,544.000	
	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	162,944	18.470	3,009,575.680	
	ICL GROUP LTD	103,067	19.680	2,028,358.560	
	NICE LTD	10,202	914.200	9,326,668.400	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	29,444	134.600	3,963,162.400	
	AZRIELI GROUP	4,672	270.000	1,261,440.000	
イスラエル・シケル	小計	740,146		35,533,405.770 (1,479,611,016)	
オーストラリア・ドル	RAMSAY HEALTH CARE LTD	28,306	55.000	1,556,830.000	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	540,278	26.470	14,301,158.660	
	FORTESCUE LTD	253,090	24.640	6,236,137.600	
	TELSTRA GROUP LTD	599,853	3.760	2,255,447.280	
	ASX LTD	31,215	66.520	2,076,421.800	
	BHP GROUP LTD	775,707	43.790	33,968,209.530	
	AMPOL LTD	31,828	40.290	1,282,350.120	
	COMPUTERSHARE LT	91,624	25.640	2,349,239.360	
	CSL LIMITED	73,693	280.940	20,703,311.420	
	REA GROUP LTD	9,317	185.750	1,730,632.750	
	TRANSURBAN GROUP	476,258	13.000	6,191,354.000	
	COCHLEAR LTD	10,446	331.750	3,465,460.500	

ORIGIN ENERGY LTD	257,692	9.130	2,352,727.960	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	255,604	117.480	30,028,357.920	
RIO TINTO LIMITED	56,991	120.560	6,870,834.960	
APA GROUP	222,829	8.230	1,833,882.670	
ARISTOCRAT LEISU	86,829	43.660	3,790,954.140	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	360,082	6.320	2,275,718.240	
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	69,336	60.500	4,194,828.000	
ORICA LTD	63,862	17.510	1,118,223.620	
BLUESCOPE STEEL LTD	76,587	22.740	1,741,588.380	
MACQUARIE GROUP LTD	56,701	199.000	11,283,499.000	
SUNCORP GROUP LTD	199,628	16.300	3,253,936.400	
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	482,840	34.760	16,783,518.400	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	112,659	5.290	595,966.110	
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	219,807	17.870	3,927,951.090	
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	162,629	13.720	2,231,269.880	
REECE LTD	31,558	27.650	872,578.700	
SANTOS LTD	478,809	7.500	3,591,067.500	
SONIC HEALTHCARE	64,897	28.540	1,852,160.380	
WASHINGTON H SOUL PATTINSON & CO LTD	39,420	35.010	1,380,094.200	
WESFARMERS LTD	172,824	67.240	11,620,685.760	
WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	296,262	29.730	8,807,869.260	
WOOLWORTHS GROUP LTD	183,840	32.320	5,941,708.800	
SEEK LTD	58,513	25.220	1,475,697.860	
MINERAL RESOURCES LTD	28,865	69.150	1,996,014.750	
BRAMBLES LTD	220,767	15.370	3,393,188.790	
PILBARA MINERALS LTD	404,496	3.910	1,581,579.360	
CAR GROUP LTD	58,310	35.880	2,092,162.800	
SEVEN GROUP HOLDINGS LTD	28,600	40.860	1,168,596.000	
AURIZON HOLDINGS LTD	222,849	4.000	891,396.000	
TREASURY WINE ESTATES LTD	134,910	12.240	1,651,298.400	
XERO LTD	23,149	135.290	3,131,828.210	
IDP EDUCATION LTD	44,923	18.490	830,626.270	
LOTTERY CORP LTD	366,780	5.210	1,910,923.800	
ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	233,640	5.280	1,233,619.200	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	462,432	29.040	13,429,025.280	
MEDIBANK PVT LTD	412,751	3.720	1,535,433.720	
SOUTH32 LTD(AUD)	682,738	2.910	1,986,767.580	
COLES GROUP LTD	197,589	16.490	3,258,242.610	
WISETECH GLOBAL LTD	27,325	95.780	2,617,188.500	
オーストラリア・ドル 小計	10,481,938		266,649,563.520	

				(26,302,312,946)	
カナダ・ドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	75,291	75.750	5,703,293.250	
	BARRICK GOLD CORP	267,495	21.120	5,649,494.400	
	BANK OF MONTREAL	109,727	130.000	14,264,510.000	
	BANK OF NOVA SCOTIA	189,801	68.380	12,978,592.380	
	NATIONAL BANK OF CANADA	51,706	114.600	5,925,507.600	
	BCE INC	14,197	45.860	651,074.420	
	BROOKFIELD CORP	211,045	56.880	12,004,239.600	
	SAPUTO INC	34,582	25.990	898,786.180	
	DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	11,508	126.190	1,452,194.520	
	CGI INC	31,091	151.460	4,709,042.860	
	CCL INDUSTRIES INC	21,058	71.140	1,498,066.120	
	CAE INC	40,808	27.560	1,124,668.480	
	CAMECO CORP	66,084	58.780	3,884,417.520	
	ROGERS COMM-CL B	53,375	56.180	2,998,607.500	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	143,011	68.280	9,764,791.080	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	164,344	100.790	16,564,231.760	
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	8,911	133.510	1,189,707.610	
	CANADIAN UTILITIES LTD	16,330	30.770	502,474.100	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	83,693	179.280	15,004,481.040	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	30,142	50.930	1,535,132.060	
	OPEN TEXT CORP	40,459	53.250	2,154,441.750	
	EMPIRE CO LTD	20,608	32.950	679,033.600	
	KINROSS GOLD CORP	192,737	7.690	1,482,147.530	
	RB GLOBAL INC	26,641	104.700	2,789,312.700	
	FORTIS INC	82,632	53.790	4,444,775.280	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	85,421	13.620	1,163,434.020	
	TELUS CORP	31,890	21.760	693,926.400	
	GREAT WEST LIFECO INC	43,551	42.970	1,871,386.470	
	IMPERIAL OIL LTD	27,434	92.160	2,528,317.440	
	ENBRIDGE INC	326,190	48.210	15,725,619.900	
	IGM FINANCIAL INC	12,478	35.060	437,478.680	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	271,363	32.660	8,862,715.580	
	LOBLAW CO LTD	24,803	152.830	3,790,642.490	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	120,276	77.900	9,369,500.400	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	42,279	74.620	3,154,858.980	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	90,324	73.800	6,665,911.200	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,133	1,504.460	4,713,473.180	
	METRO INC	35,059	72.480	2,541,076.320	
	EMERA INC	44,643	47.680	2,128,578.240	
	ONEX CORP	10,157	100.980	1,025,653.860	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	55,373	18.840	1,043,227.320	
	POWER CORP OF CANADA	89,864	37.980	3,413,034.720	
	QUEBECOR INC-B	30,598	30.120	921,611.760	

ROYAL BANK OF CANADA	218,798	135.260	29,594,617.480	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	144,017	121.520	17,500,945.840	
STANTEC INC	18,358	116.980	2,147,518.840	
SUNCOR ENERGY INC	198,439	48.850	9,693,745.150	
LUNDIN MINING CORP	119,660	13.300	1,591,478.000	
TECK RESOURCES LTD-CL B	72,863	59.340	4,323,690.420	
THOMSON REUTERS CORP	24,837	212.650	5,281,588.050	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	13,097	127.490	1,669,736.530	
TORONTO DOMINION BANK (THE) C\$	275,206	81.270	22,365,991.620	
TC ENERGY CORP	157,154	54.970	8,638,755.380	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	8,102	118.720	961,869.440	
WESTON (GEORGE) LTD	9,839	184.750	1,817,755.250	
INTACT FINANCIAL CORP	28,756	219.300	6,306,190.800	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	73,865	61.110	4,513,890.150	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	3,041	3,752.850	11,412,416.850	
FRANCO-NEVADA CORP NPR	29,420	155.710	4,580,988.200	
TOURMALINE OIL CORP	49,085	59.630	2,926,938.550	
KEYERA CORP	39,997	33.940	1,357,498.180	
PARKLAND CORP	24,129	42.820	1,033,203.780	
ALTAGAS LTD	47,249	29.140	1,376,835.860	
PEMBINA PIPELINE CORP	82,164	47.280	3,884,713.920	
DOLLARAMA INC	41,508	101.320	4,205,590.560	
MEG ENERGY CORP	47,181	30.630	1,445,154.030	
CENOVUS ENERGY INC W/I	226,767	26.350	5,975,310.450	
ARC RESOURCES LTD	96,301	23.580	2,270,777.580	
NORTHLAND POWER INC	34,152	22.650	773,542.800	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	51,243	21.990	1,126,833.570	
TMX GROUP LTD	46,884	33.800	1,584,679.200	
BRP INC	4,307	85.270	367,257.890	
IVANHOE MINES LTD	98,820	16.070	1,588,037.400	
NUTRIEN LTD	77,339	71.090	5,498,029.510	
TFI INTERNATIONAL INC	11,591	219.060	2,539,124.460	
WSP GLOBAL INC	20,394	229.270	4,675,732.380	
IA FINANCIAL CORP INC	16,448	85.330	1,403,507.840	
GFL ENVIRONMENTAL INC	35,667	48.110	1,715,939.370	
BROOKFIELD RENEWABLE CORP	16,103	33.000	531,399.000	
BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT LTD	52,249	57.620	3,010,587.380	
AIR CANADA	41,858	18.830	788,186.140	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	45,113	107.870	4,866,339.310	
SHOPIFY INC	184,248	107.130	19,738,488.240	
FIRSTSERVICE CORP	5,237	225.710	1,182,043.270	

	HYDRO ONE LTD	56,437	40.710	2,297,550.270	
カナダ・ドル	小計	6,180,035		410,467,949.240 (45,652,245,314)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TECH ENG	171,800	3.990	685,482.000	
	SEMBCORP INDUSTRIES	162,200	5.280	856,416.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	282,710	35.830	10,129,499.300	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	101,000	5.910	596,910.000	
	SEATRIUM LTD	7,235,222	0.079	571,582.530	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	15,500	24.350	377,425.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	139,900	9.330	1,305,267.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	761,193	0.885	673,655.800	
	KEPPEL LTD	249,600	7.350	1,834,560.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	502,098	13.600	6,828,532.800	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,340,830	2.530	3,392,299.900	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	244,000	6.420	1,566,480.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	191,566	29.070	5,568,823.620	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	258,500	3.390	876,315.000	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD SINGAPORE	405,290	2.730	1,106,441.700	
シンガポール・ドル	小計	12,061,409		36,369,690.650 (4,080,679,291)	
スイス・フラン	LOGITECH INTL-REG	23,734	81.420	1,932,422.280	
	NESTLE SA-REGISTERED	412,946	94.360	38,965,584.560	
	CIE FINANC RICHEMONT	83,477	134.250	11,206,787.250	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	108,977	225.300	24,552,518.100	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	5,311	233.300	1,239,056.300	
	SIKA INHABER	23,397	270.400	6,326,548.800	
	SGS SA-REG	22,978	87.020	1,999,545.560	
	NOVARTIS AG-REG SHS	316,216	86.510	27,355,846.160	
	BALOISE HOLDING AG -R	5,830	142.400	830,192.000	
	BARRY CALLEBAUT AG	711	1,319.000	937,809.000	
	CLARIANT AG-REG	22,909	12.300	281,780.700	
	SWISSCOM AG-REG	4,457	535.600	2,387,169.200	
	ABB LTD	247,495	42.810	10,595,260.950	
	ADECCO GROUP AG-REG	26,454	34.970	925,096.380	
	GEBERIT AG	5,105	535.400	2,733,217.000	
	LONZA GROUP AG-REG	11,536	529.800	6,111,772.800	
	LINDT & SPRUENGLI PART	161	10,890.000	1,753,290.000	
	LINDT & SPRUENGLI NAMEN	16	108,400.000	1,734,400.000	
	GIVAUDAN-REG	1,392	4,105.000	5,714,160.000	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	22,758	484.900	11,035,354.200	
	ROCHE HOLDING AG-BEARER	4,810	237.000	1,139,970.000	
	HOLCIM LTD	77,519	80.540	6,243,380.260	

	TEMENOS GROUP	10,930	65.320	713,947.600	
	BACHEM HOLDING AG	4,673	83.200	388,793.600	
	SONOVA HOLDING AG	8,100	262.400	2,125,440.000	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG	8,597	243.900	2,096,808.300	
	STRAUMANN HOLDING AG	16,475	141.950	2,338,626.250	
	THE SWATCH GROUP AG-B	4,300	200.800	863,440.000	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	9,259	39.150	362,489.850	
	HELVETIA HOLDING AG	4,906	124.400	610,306.400	
	SCHINDLER NAMEN	4,209	224.400	944,499.600	
	SWISS LIFE HOLDING AG	4,503	640.800	2,885,522.400	
	BANQUE CANTONALE VAUD	4,903	104.200	510,892.600	
	EMS-CHEMIE HOLDING	1,245	689.000	857,805.000	
	SWISS PRIME SITE AG	13,356	88.500	1,182,006.000	
	AVOLTA AG	12,933	33.840	437,652.720	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	3,433	1,303.500	4,474,915.500	
	JULIUS BAER GROUP LTD	32,114	51.800	1,663,505.200	
	SWISS RE LTD	45,502	115.600	5,260,031.200	
	BKW AG	3,194	137.300	438,536.200	
	SIG GROUP AG	50,969	19.590	998,482.710	
	ALCON INC	74,922	74.920	5,613,156.240	
	SANDOZ GROUP AG	57,347	27.000	1,548,369.000	
	UBS GROUP AG	503,306	27.970	14,077,468.820	
	VAT GROUP AG	4,131	473.900	1,957,680.900	
スイス・フラン	小計	2,311,496		218,351,537.590 (36,805,335,176)	
スウェーデン・ クローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	422,695	187.000	79,043,965.000	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	241,869	166.350	40,234,908.150	
	ERICSSON LM-B SHS	465,668	57.400	26,729,343.200	
	GETINGE AB-B SHS	38,925	208.200	8,104,185.000	
	LUNDBERGS B	14,872	591.800	8,801,249.600	
	SKF AB-B SHS	46,594	231.800	10,800,489.200	
	SANDVIK AB	169,218	246.200	41,661,471.600	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	250,203	147.950	37,017,533.850	
	SKANSKA AB-B SHS	43,937	193.850	8,517,187.450	
	SWEDBANK AB	132,581	224.000	29,698,144.000	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	92,795	162.300	15,060,628.500	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	218,846	109.050	23,865,156.300	
	VOLVO AB-A SHS	24,198	317.600	7,685,284.800	
	VOLVO AB-B SHS	237,569	314.950	74,822,356.550	
	HOLMEN AB-B SHS	17,320	444.300	7,695,276.000	
	TELE2 AB-B SHS	67,654	86.980	5,884,544.920	
	INDUSTRIVARDEN A	15,292	372.900	5,702,386.800	
	INDUSTRIVARDEN C	21,325	371.900	7,930,767.500	
	SAAB AB-B	11,789	934.400	11,015,641.600	
	SECURITAS AB-B SHS	76,085	108.000	8,217,180.000	

	INVESTOR AB-B SHS	271,548	269.450	73,168,608.600	
	HENNES&MAURITZ AB-B SHS	104,669	152.140	15,924,341.660	
	ASSA ABLOY AB-B	153,368	313.900	48,142,215.200	
	TELIA CO AB	344,810	26.730	9,216,771.300	
	BOLIDEN AB	36,260	300.750	10,905,195.000	
	ALFA LAVAL AB	44,407	438.200	19,459,147.400	
	FASTIGHETS AB BALDER	72,942	77.260	5,635,498.920	
	INDUTRADE AB	39,178	295.400	11,573,181.200	
	HUSQVARNA AB-B SHS	47,769	90.200	4,308,763.800	
	NIBE INDUSTRIER AB	212,832	51.700	11,003,414.400	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	36,381	269.200	9,793,765.200	
	HEXAGON AB-B SHS	307,116	127.600	39,188,001.600	
	SAGAX AB	28,022	277.000	7,762,094.000	
	EPIROC AB-A	103,115	208.400	21,489,166.000	
	EPIROC AB-B	61,487	187.400	11,522,663.800	
	ESSITY AB-B	99,980	241.800	24,175,164.000	
	EQT AB	55,194	349.500	19,290,303.000	
	VOLVO CAR AB	143,747	38.560	5,542,884.320	
	BEIJER REF AB	50,493	141.100	7,124,562.300	
	LIFCO AB	39,631	291.500	11,552,436.500	
	EVOLUTION AB	28,266	1,245.800	35,213,782.800	
	INVESTMENT AB LATOUR	27,638	282.500	7,807,735.000	
	スウェーデン・クローナ 小計	4,918,288		868,287,396.020 (12,442,558,385)	
デンマーク・クローネ	CARLSBERG AS-B	15,167	927.600	14,068,909.200	
	A P MOLLER A/S	663	9,130.000	6,053,190.000	
	AP MOLLER MAERSK A	543	8,945.000	4,857,135.000	
	DANSKE BANK A/S	102,303	203.600	20,828,890.800	
	GENMAB A/S	9,783	2,082.000	20,368,206.000	
	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	54,795	408.900	22,405,675.500	
	ROCKWOOL AS	873	2,222.000	1,939,806.000	
	NOVO NORDISK A/S-B	502,851	887.200	446,129,407.200	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	154,521	200.650	31,004,638.650	
	COLOPLAST-B	21,291	931.800	19,838,953.800	
	DSV A/S	28,190	1,115.000	31,431,850.000	
	DEMANT A/S	17,700	344.400	6,095,880.000	
	TRYG A/S	58,222	140.550	8,183,102.100	
	PANDORA A/S	12,473	1,122.000	13,994,706.000	
	ORSTED A/S	26,911	380.900	10,250,399.900	
	デンマーク・クローネ 小計	1,006,286		657,450,750.150 (14,424,469,458)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	229,726	8.180	1,879,158.680	
	EBOS GROUP LTD	25,631	35.600	912,463.600	
	FISHER & PAYKEL	78,460	26.040	2,043,098.400	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	312,723	4.810	1,504,197.630	
	MIGHTY RIVER POWER LTD	62,834	6.780	426,014.520	
	MERIDIAN ENERGY LTD	239,308	5.940	1,421,489.520	

ニュージーランド・ドル 小計		948,682		8,186,422.350 (742,917,828)	
ノルウェー・ク ローネ	MOWI ASA	73,118	202.100	14,777,147.800	
	NORSK HYDRO ASA	221,182	60.900	13,469,983.800	
	TELENOR ASA	119,576	118.100	14,121,925.600	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	11,185	737.000	8,243,345.000	
	ORKLA ASA	116,068	76.320	8,858,309.760	
	EQUINOR ASA	129,895	286.800	37,253,886.000	
	YARA INTERNATIONAL ASA	29,414	343.300	10,097,826.200	
	AKER BP ASA	40,933	270.300	11,064,189.900	
	SALMAR ASA	12,897	714.000	9,208,458.000	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	25,721	156.800	4,033,052.800	
	ADEVINTA ASA	54,715	113.500	6,210,152.500	
	DNB BANK ASA	143,909	212.600	30,595,053.400	
ノルウェー・クローネ 小計		978,613		167,933,330.760 (2,362,821,964)	
ユーロ	KERRY GROUP PLC-A	25,025	81.720	2,045,043.000	
	KINGSPAN GROUP PLC	24,704	84.280	2,082,053.120	
	UMICORE	33,545	21.000	704,445.000	
	AIR LIQUIDE	81,240	190.480	15,474,595.200	
	AIRBUS SE	90,775	169.900	15,422,672.500	
	AXA SA	279,056	34.480	9,621,850.880	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	107,926	29.640	3,198,926.640	
	ADIDAS AG	24,550	200.250	4,916,137.500	
	ASSICURAZIONI GENERALI	144,613	23.200	3,355,021.600	
	DASSAULT AVIATION SA	3,120	192.900	601,848.000	
	DANONE	96,532	59.570	5,750,411.240	
	SAFRAN SA	52,883	207.250	10,960,001.750	
	INTESA SANPAOLO	2,225,194	3.295	7,332,014.230	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	49,783	104.120	5,183,405.960	
	ACCOR SA	31,427	42.670	1,340,990.090	
	BOUYGUES	29,123	37.760	1,099,684.480	
	BNP PARIBAS	160,893	62.800	10,104,080.400	
	THALES SA	15,023	157.200	2,361,615.600	
	CAPGEMINI SA	25,063	215.700	5,406,089.100	
	LOTUS BAKERIES NV	77	8,850.000	681,450.000	
	UNICREDIT SPA	235,573	33.595	7,914,074.930	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES NV	12,403	147.250	1,826,341.750	
	D' IETEREN TRDG	2,736	202.000	552,672.000	
	COMMERZBANK AG	158,792	12.470	1,980,136.240	
	EIFFAGE	12,706	103.800	1,318,882.800	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	58,814	24.750	1,455,646.500	
	PUBLICIS GROUPE	33,467	99.360	3,325,281.120	
	IBERDROLA SA	939,014	11.290	10,601,468.060	
	ENI SPA	332,847	14.354	4,777,685.830	
	JERONIMO MARTINS	45,606	18.680	851,920.080	

KESKO OYJ-B	35,252	17.325	610,740.900
KBC GROUPE	35,962	68.260	2,454,766.120
HANNOVER RUECK SE	9,638	247.100	2,381,549.800
WARTSILA OYJ	77,148	14.350	1,107,073.800
L' OREAL	36,699	432.650	15,877,822.350
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	42,615	828.600	35,310,789.000
GEA GROUP AG	25,513	39.670	1,012,100.710
BOLLORE	114,808	6.190	710,661.520
MEDIOBANCA SPA	86,792	13.400	1,163,012.800
MICHELIN(CGDE) -B	98,359	35.450	3,486,826.550
CONTINENTAL AG	17,635	66.320	1,169,553.200
DEUTSCHE POST AG-REG	151,735	39.750	6,031,466.250
OMV AG	23,354	43.020	1,004,689.080
VERBUND AG	10,663	68.050	725,617.150
PERNOD-RICARD	30,948	148.150	4,584,946.200
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG- PFD	23,311	49.000	1,142,239.000
RENAULT SA	27,902	45.435	1,267,727.370
REPSOL SA	195,049	15.280	2,980,348.720
REMY COINTREAU	2,866	92.360	264,703.760
MERCK KGAA	20,216	161.800	3,270,948.800
COMPAGNIE DE SAINT- GOBAIN	69,501	70.870	4,925,535.870
RWE AG	98,751	31.150	3,076,093.650
SEB SA	2,596	115.700	300,357.200
SOCIETE GENERALE-A	116,635	24.525	2,860,473.370
VINCI S. A.	76,313	116.360	8,879,780.680
SODEXO	12,910	78.680	1,015,758.800
SOFINA	2,281	201.600	459,849.600
SCHNEIDER ELECTRIC SE	83,164	218.050	18,133,910.200
VIVENDI SE	98,944	10.005	989,934.720
SAP SE	161,215	180.280	29,063,840.200
TELEFONICA S. A	755,720	3.969	2,999,452.680
TOTALENERGIES SE	332,113	62.850	20,873,302.050
E. ON SE	339,366	12.455	4,226,803.530
VOEST-ALPINE AG	18,032	25.920	467,389.440
HENKEL AG & CO KGAA	17,886	65.720	1,175,467.920
SIEMENS AG-REG	116,150	175.400	20,372,710.000
UPM-KYMMENE OYJ	77,973	30.680	2,392,211.640
ING GROEP NV-CVA	510,410	14.656	7,480,568.960
PUMA AG	17,210	39.200	674,632.000
BAYER AG	147,329	26.745	3,940,314.100
STORA ENSO OYJ-R SHS	95,980	12.665	1,215,586.700
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	24,191	72.080	1,743,687.280
MERCEDES-BENZ GROUP AG	123,737	73.500	9,094,669.500
BASF SE	135,442	52.720	7,140,502.240
BEIERSDORF AG	15,743	133.000	2,093,819.000
HEIDELBERG MATERIALS AG	21,586	99.120	2,139,604.320

FRESENIUS MEDICAL CARE AG	33,632	34.610	1,164,003.520
ASM INTERNATIONAL NV	7,273	574.000	4,174,702.000
ORANGE	286,957	10.620	3,047,483.340
SAMPO OYJ-A SHS	70,999	40.360	2,865,519.640
RANDSTAD NV	15,584	51.260	798,835.840
ALLIANZ SE	61,413	271.850	16,695,124.050
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	505,441	3.602	1,820,598.480
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	146,667	27.325	4,007,675.770
HERMES INTL	4,880	2,386.000	11,643,680.000
ENDESA S.A.	50,946	16.640	847,741.440
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	108,647	7.066	767,699.700
ERSTE GROUP BANK AG	56,574	40.240	2,276,537.760
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	20,996	436.500	9,164,754.000
ARCELOR MITTAL (NL)	81,129	24.995	2,027,819.350
DASSAULT SYSTEMES SA	101,597	41.640	4,230,499.080
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	34,836	40.460	1,409,464.560
RHEINMETALL STAMM	6,662	500.400	3,333,664.800
HEINEKEN NV	43,759	86.380	3,779,902.420
AKZO NOBEL	26,032	66.580	1,733,210.560
ASML HOLDING NV	62,104	906.100	56,272,434.400
AEGON LTD	232,433	5.530	1,285,354.490
VOLKSWAGEN AG	5,460	137.600	751,296.000
VOLKSWAGEN AG PFD	30,425	118.080	3,592,584.000
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	914,652	10.900	9,969,706.800
KERING	11,443	358.050	4,097,166.150
ACCIONA S.A.	5,005	111.150	556,305.750
FORTUM OYJ	73,699	11.865	874,438.630
AGEAS	24,086	40.750	981,504.500
UCB SA	20,020	114.250	2,287,285.000
NEMETSCHEK SE	10,222	89.940	919,366.680
CARREFOUR SA	90,642	16.065	1,456,163.730
NOKIA OYJ	827,068	3.286	2,717,745.440
KONINKLIJKE PHILIPS NV	121,772	18.580	2,262,523.760
WOLTERS KLUWER-CVA	38,724	146.650	5,678,874.600
SANOFI	174,457	88.650	15,465,613.050
STMICROELECTRONICS NV	104,058	39.955	4,157,637.390
ELISA OYJ	20,242	42.630	862,916.460
BANCO SANTANDER SA	2,484,377	4.366	10,846,789.980
RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	65,589	15.970	1,047,456.330
QIAGEN N.V.	34,544	39.985	1,381,241.840
DEUTSCHE BANK AG-REG	282,637	14.178	4,007,227.380
BMW VORZUG	7,821	98.700	771,932.700
ENEL SPA	1,241,600	6.081	7,550,169.600
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	501,748	21.855	10,965,702.540

SARTORIUS AG	3,651	381.700	1,393,586.700
LEONARDO SPA	64,915	22.360	1,451,499.400
INFINEON TECHNOLOGIES AG	197,936	31.215	6,178,572.240
RATIONAL AG	860	770.000	662,200.000
CARL ZEISS MEDITEC AG	7,150	118.250	845,487.500
BECHTLE AG	14,521	47.500	689,747.500
KONINKLIJKE KPN NV	496,095	3.370	1,671,840.150
EUROFINS SCIENTIFIC	23,038	55.960	1,289,206.480
TELEPERFORMANCE	9,581	91.200	873,787.200
DEUTSCHE BOERSE AG	28,751	185.600	5,336,185.600
EURAZEO	5,673	80.900	458,945.700
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	12,918	69.320	895,475.760
HEINEKEN HOLDING NV-A	17,690	72.350	1,279,871.500
INDITEX	168,449	46.230	7,787,397.270
ESSILORLUXOTTICA	45,265	208.700	9,446,805.500
SNAM SPA	317,518	4.362	1,385,013.510
CREDIT AGRICOLE SA	166,921	13.400	2,236,741.400
ENAGAS	38,270	13.420	513,583.400
TENARIS SA	76,002	18.260	1,387,796.520
TELECOM ITALIA SPA	1,970,516	0.215	423,660.940
TERNA SPA	207,655	7.724	1,603,927.220
BIOMERIEUX	4,870	100.600	489,922.000
GRIFOLS SA	31,982	7.914	253,105.540
NESTE OYJ	66,248	24.680	1,635,000.640
RECORDATI SPA	18,197	52.360	952,794.920
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	83,940	9.210	773,087.400
MTU AERO ENGINES HOLDING AG	8,692	230.000	1,999,160.000
KONE OYJ	49,300	43.030	2,121,379.000
ELIA GROUP	4,078	102.200	416,771.600
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	4,801	280.000	1,344,280.000
ENGIE	277,054	15.430	4,274,943.220
ALSTOM	47,494	13.110	622,646.340
IPSEN SA	5,964	109.100	650,672.400
ARKEMA SA	10,489	94.980	996,245.220
LEGRAND SA	41,105	98.520	4,049,664.600
AMPLIFON SPA	20,249	31.850	644,930.650
ADP	6,104	126.600	772,766.400
ORION OYJ	13,559	34.800	471,853.200
METSO CORPORATION	102,831	11.070	1,138,339.170
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	79,585	15.060	1,198,550.100
SYMRISE AG	19,547	110.700	2,163,852.900
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	39,869	41.720	1,663,334.680
REXEL SA	33,916	25.340	859,431.440
PRYSMIAN SPA	38,343	49.390	1,893,760.770
DIASORIN ITALIA SPA	2,429	88.180	214,189.220
CAIXABANK	569,844	4.738	2,699,920.870
BUREAU VERITAS SA	39,729	27.740	1,102,082.460

GETLINK	63,968	16.135	1,032,123.680
EDP RENOVAVEIS SA	39,688	12.950	513,959.600
AMADEUS IT GROUP SA	68,848	59.300	4,082,686.400
BRENTAG SE	21,559	79.000	1,703,161.000
EVONIK INDUSTRIES AG	42,836	17.955	769,120.380
EDENRED	35,618	49.840	1,775,201.120
TALANX AG	10,349	71.650	741,505.850
LEG IMMOBILIEN SE	11,915	78.000	929,370.000
VONOVIA SE	107,478	26.700	2,869,662.600
BANK OF IRELAND GROUP PLC	164,156	9.090	1,492,178.040
KNORR-BREMSE AG	10,342	69.780	721,664.760
OCI NV	12,329	25.330	312,293.570
SIEMENS HEALTHINEERS AG	44,962	55.360	2,489,096.320
FERRARI NV	19,594	401.500	7,866,991.000
ASR NEDERLAND NV	27,365	43.720	1,196,397.800
AIB GROUP PLC	226,914	4.488	1,018,390.030
NORDEA BANK ABP	492,403	10.430	5,135,763.290
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	17,293	37.420	647,104.060
MONCLER SPA	33,422	68.160	2,278,043.520
NEXI SPA	83,576	5.916	494,435.610
PROSUS NV	220,842	27.740	6,126,157.080
DR ING HC F PORSCHE AG	18,371	93.520	1,718,055.920
JDE PEET'S BV	14,385	20.440	294,029.400
EXOR NV	14,142	103.600	1,465,111.200
SIEMENS ENERGY AG	74,892	16.525	1,237,590.300
EURONEXT NV	14,077	87.450	1,231,033.650
IMCD NV	9,332	167.600	1,564,043.200
WORLDLINE SA	36,232	10.750	389,494.000
NN GROUP NV	43,478	41.670	1,811,728.260
FINECOBANK SPA	96,393	13.730	1,323,475.890
ARGENX SE	9,078	370.100	3,359,767.800
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	125,611	27.470	3,450,534.170
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	83,468	46.540	3,884,600.720
DSM-FIRMENICH AG	28,846	106.140	3,061,714.440
SYENSQO SA	11,217	86.700	972,513.900
ZALANDO SE	31,321	24.660	772,375.860
STELLANTIS NV	341,919	26.935	9,209,588.260
FERROVIAL SE	73,817	36.920	2,725,323.640
AENA SME SA	11,603	180.100	2,089,700.300
CELLNEX TELECOM SAU	74,060	33.480	2,479,528.800
BANCO BPM SPA	202,727	6.028	1,222,038.350
ABN AMRO BANK NV	75,982	15.340	1,165,563.880
SCOUT24 SE	10,048	68.080	684,067.840
COVESTRO AG	27,558	50.580	1,393,883.640
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	136,318	55.170	7,520,664.060
POSTE ITALIANE SPA	88,762	11.440	1,015,437.280
AMUNDI SA	11,288	62.850	709,450.800

	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIANE SPA	41,879	10.540	441,404.660	
	ADYEN NV	3,378	1,500.000	5,067,000.000	
	DELIVERY HERO SE	22,564	26.980	608,776.720	
ユーロ 小計		27,900,802		803,366,456.720 (131,430,752,319)	
香港・ドル	HANG LUNG PROPERTIES LTD	257,000	8.250	2,120,250.000	
	CLP HOLDINGS LTD	241,796	62.750	15,172,699.000	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	93,314	46.600	4,348,432.400	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	183,491	238.200	43,707,556.200	
	MTR CORP	207,441	25.450	5,279,373.450	
	HANG SENG BANK LTD	122,096	87.800	10,720,028.800	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	297,972	23.550	7,017,240.600	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	212,820	46.700	9,938,694.000	
	(THE) WHARF HOLDINGS LTD	202,000	25.200	5,090,400.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,536,406	6.220	9,556,445.320	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	336,904	39.750	13,391,934.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	680,495	21.000	14,290,395.000	
	SINO LAND CO	659,200	8.240	5,431,808.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	204,565	74.300	15,199,179.500	
	SWIRE PACIFIC LTD A	53,020	63.150	3,348,213.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	215,156	103.900	22,354,708.400	
	AIA GROUP LTD	1,778,516	55.950	99,507,970.200	
	HKT TRUST / HKT LTD	797,136	9.170	7,309,737.120	
	SANDS CHINA LTD	335,800	22.150	7,437,970.000	
	SITC INTERNATIONAL CO LTD	140,000	13.540	1,895,600.000	
	SWIRE PROPERTIES LTD	201,600	16.380	3,302,208.000	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT CO LTD	256,135	25.900	6,633,896.500	
ESR GROUP LTD	465,200	7.450	3,465,740.000		
WH GROUP LTD	1,001,000	5.160	5,165,160.000		
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	369,445	39.350	14,537,660.750		
CK ASSET HOLDINGS LTD	266,195	32.850	8,744,505.750		
香港・ドル 小計		11,114,703		344,967,805.990 (6,678,576,724)	
合計		173,019,423		1,388,605,619,736 (1,388,605,619,736)	

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月25日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE	2,968.000	0.000	

券		INC WRT				
	カナダ・ドル	小計	2,968.000	0.000 (0)		
新株予約権証券 合計			2,968	0 (0)		
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	DEXUS	163,989.000	1,265,995.080		
		GOODMAN GROUP	255,895.000	8,201,434.750		
		GPT GROUP	349,447.000	1,572,511.500		
		MIRVAC GROUP	700,332.000	1,561,740.360		
		SCENTRE GROUP	825,454.000	2,798,289.060		
		STOCKLAND	369,843.000	1,767,849.540		
		VICINITY CENTRES	545,645.000	1,145,854.500		
	オーストラリア・ドル 小計		3,210,605.000	18,313,674.790 (1,806,460,882)		
	シンガポール・ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	787,231.000	1,550,845.070		
		CAPLAND ASCENDAS REIT	611,078.000	1,674,353.720		
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	474,100.000	692,186.000		
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	405,500.000	514,985.000		
	シンガポール・ドル 小計		2,277,909.000	4,432,369.790 (497,311,890)		
	投資信託受益証券 合計			5,488,514	2,303,772,772 (2,303,772,772)	
	投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	26,823.000	3,367,091.190	
AMERICAN HOMES 4 RENT			50,995.000	1,852,648.350		
AMERICAN TOWER CORP			71,260.000	13,738,215.400		
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT			80,213.000	1,601,051.480		
AVALONBAY COMMUNITIES INC			21,518.000	3,941,452.060		
BOSTON PROPERTIES INC			24,473.000	1,548,406.710		
CAMDEN PROPERTY TRUST			16,851.000	1,655,105.220		
CROWN CASTLE INC			67,799.000	6,969,737.200		
DIGITAL REALTY TRUST INC			45,607.000	6,317,025.570		
EQUINIX INC			14,804.000	11,857,559.880		
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES			27,290.000	1,764,844.300		
EQUITY RESIDENTIAL			54,104.000	3,363,645.680		
ESSEX PROPERTY TRUST INC			9,893.000	2,394,007.070		
EXTRA SPACE STORAGE INC			34,180.000	4,831,684.800		
GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC			41,252.000	1,860,465.200		
HEALTHPEAK PROPERTIES INC			90,133.000	1,580,932.820		
HOST HOTELS & RESORTS INC			110,415.000	2,302,152.750		

		INVITATION HOMES INC	96,467.000	3,336,793.530	
		IRON MOUNTAIN INC	43,616.000	3,465,727.360	
		KIMCO REALTY	95,524.000	1,823,553.160	
		MID AMERICA	17,537.000	2,294,716.450	
		PROLOGIS INC	142,980.000	18,390,087.600	
		PUBLIC STORAGE	24,573.000	6,864,959.010	
		REALTY INCOME CORP	129,955.000	6,768,056.400	
		REGENCY CENTERS CORP	27,176.000	1,612,623.840	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	16,539.000	3,563,658.330	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	48,901.000	7,426,105.860	
		SUN COMMUNITIES INC	18,509.000	2,380,072.310	
		UDR INC	50,449.000	1,874,684.840	
		VENTAS INC	60,757.000	2,634,423.520	
		VICI PROPERTIES INC	152,711.000	4,401,131.020	
		WELLTOWER INC	86,083.000	7,926,522.640	
		WEYERHAEUSER CO	114,764.000	4,086,746.040	
		WP CAREY INC	32,996.000	1,846,456.160	
	アメリカ・ドル	小計	1,947,147.000	151,642,343.750 (22,963,200,113)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	121,345.000	789,955.950	
		SEGRO PLC	165,081.000	1,482,427.380	
	イギリス・ポンド	小計	286,426.000	2,272,383.330 (433,366,225)	
	カナダ・ドル	CANADIAN APT PPTYS REIT	8,722.000	411,591.180	
		RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	14,424.000	264,824.640	
	カナダ・ドル	小計	23,146.000	676,415.820 (75,230,968)	
	ユーロ	COVIVIO	5,066.000	231,009.600	
		GECINA SA	8,697.000	807,081.600	
		KLEPIERRE	36,407.000	855,564.500	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	18,477.000	1,360,276.740	
		WAREHOUSES DE PAUW	31,043.000	800,909.400	
	ユーロ	小計	99,690.000	4,054,841.840 (663,372,125)	
	香港・ドル	LINK REIT	410,116.000	14,231,025.200	
	香港・ドル	小計	410,116.000	14,231,025.200 (275,512,648)	
	投資証券	合計	2,766,525	24,410,682,079 (24,410,682,079)	
	合計			26,714,454,851 (26,714,454,851)	

(注) 新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入新株 予約権証券 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額 に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式	589銘柄	72.72	—	—	75.79
	投資証券	34銘柄	—	—	1.59	
イギリス・ポンド	株式	81銘柄	3.92	—	—	4.02
	投資証券	2銘柄	—	—	0.03	
イスラエル・シェケル	株式	8銘柄	0.10	—	—	0.10
オーストラリア・ドル	株式	51銘柄	1.82	—	—	1.99
	投資信託受益証券	7銘柄	—	—	0.13	
カナダ・ドル	株式	85銘柄	3.16	—	—	3.23
	新株予約権証券	1銘柄	—	0.00	—	
	投資証券	2銘柄	—	—	0.01	
シンガポール・ドル	株式	15銘柄	0.28	—	—	0.32
	投資信託受益証券	4銘柄	—	—	0.03	
スイス・フラン	株式	45銘柄	2.55	—	—	2.60
スウェーデン・クローナ	株式	42銘柄	0.86	—	—	0.88
デンマーク・クローネ	株式	15銘柄	1.00	—	—	1.02
ニュージーランド・ドル	株式	6銘柄	0.05	—	—	0.05
ノルウェー・クローネ	株式	12銘柄	0.16	—	—	0.17
ユーロ	株式	217銘柄	9.11	—	—	9.33
	投資証券	5銘柄	—	—	0.05	
香港・ドル	株式	26銘柄	0.46	—	—	0.49
	投資証券	1銘柄	—	—	0.02	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（2024年3月26日から2024年9月25日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているOne DC 先進国株式インデックスファンドの2024年3月26日から2024年9月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、One DC 先進国株式インデックスファンドの2024年9月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年3月26日から2024年9月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 【中間財務諸表】

## 【One DC 先進国株式インデックスファンド】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 2024年3月25日現在	第6期中間計算期間末 2024年9月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	53,263,810	30,331,408
親投資信託受益証券	30,280,654,290	33,511,620,673
流動資産合計	30,333,918,100	33,541,952,081
資産合計	30,333,918,100	33,541,952,081
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	40,325,822	13,286,055
未払受託者報酬	2,325,693	3,083,378
未払委託者報酬	9,973,265	13,222,356
その他未払費用	391,916	467,564
流動負債合計	53,016,696	30,059,353
負債合計	53,016,696	30,059,353
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	12,801,989,002	13,658,548,712
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	17,478,912,402	19,853,344,016
(分配準備積立金)	9,386,783,249	8,710,292,002
元本等合計	30,280,901,404	33,511,892,728
純資産合計	30,280,901,404	33,511,892,728
負債純資産合計	30,333,918,100	33,541,952,081

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期中間計算期間 自 2023年3月28日 至 2023年9月27日	第6期中間計算期間 自 2024年3月26日 至 2024年9月25日
営業収益		
受取利息	174	27,709
有価証券売買等損益	3,686,818,521	1,098,819,383
営業収益合計	3,686,818,695	1,098,847,092
営業費用		
支払利息	9,714	—
受託者報酬	2,072,963	3,083,378
委託者報酬	8,583,184	13,222,356
その他費用	351,914	467,564
営業費用合計	11,017,775	16,773,298
営業利益又は営業損失(△)	3,675,800,920	1,082,073,794
経常利益又は経常損失(△)	3,675,800,920	1,082,073,794
中間純利益又は中間純損失(△)	3,675,800,920	1,082,073,794
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	243,836,927	53,813,155
期首剰余金又は期首欠損金(△)	6,053,241,266	17,478,912,402
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,653,973,576	2,719,047,888
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,653,973,576	2,719,047,888
剰余金減少額又は欠損金増加額	588,249,208	1,372,876,913
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	588,249,208	1,372,876,913
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	10,550,929,627	19,853,344,016

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期中間計算期間	
	自	至
	2024年3月26日	2024年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第5期	第6期中間計算期間末
	2024年3月25日現在	2024年9月25日現在
1. 期首元本額	10,512,490,491円	12,801,989,002円
期中追加設定元本額	4,132,040,189円	1,856,652,290円
期中一部解約元本額	1,842,541,678円	1,000,092,580円
2. 受益権の総数	12,801,989,002口	13,658,548,712口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期	第6期中間計算期間末
	2024年3月25日現在	2024年9月25日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第5期 2024年3月25日現在	第6期中間計算期間末 2024年9月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,365.3円 (23,653円)	2,453.5円 (24,535円)

(参考)

当ファンドは、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年9月25日現在

資産の部	
流動資産	
預金	21,317,838,991
コール・ローン	337,946,385
株式	1,514,723,830,734
投資信託受益証券	2,417,578,608
投資証券	29,020,746,234
派生商品評価勘定	506,689,836
未収入金	11,294,437
未収配当金	1,694,971,746
差入委託証拠金	12,961,565,824
流動資産合計	1,582,992,462,795
資産合計	1,582,992,462,795
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	13,441,391
未払解約金	214,300,000
流動負債合計	227,741,391
負債合計	227,741,391
純資産の部	
元本等	
元本	172,674,308,520
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	1,410,090,412,884
元本等合計	1,582,764,721,404
純資産合計	1,582,764,721,404
負債純資産合計	1,582,992,462,795

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年3月26日 至 2024年9月25日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年9月25日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	163,430,646,544円
同期中追加設定元本額	25,602,017,974円
同期中一部解約元本額	16,358,355,998円

元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3, 869, 866, 120円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	1, 326, 759円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	6, 348, 704円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	15, 654, 615円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	17, 590, 613円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	19, 319, 935円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	9, 714, 158円
たわらノーロード 先進国株式	68, 576, 144, 680円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	2, 995, 899, 834円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	1, 012, 088, 268円
たわらノーロード バランス (堅実型)	74, 735, 318円
たわらノーロード バランス (標準型)	782, 875, 760円
たわらノーロード バランス (積極型)	1, 150, 277, 530円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	1, 335円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	42, 483, 270円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	249, 970, 597円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	274, 857, 017円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	498, 191, 201円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	1, 447円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	249, 865円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	14, 501, 174円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	5, 040, 156円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	15, 709, 491円
たわらノーロード 全世界株式	5, 954, 562, 694円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (安定型)	678円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (バランス型)	3, 107円
マスターズ・マルチアセット・ファンド (積極型)	2, 512円
D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>	58, 122, 597, 705円
O n e DC 先進国株式インデックスファンド	3, 655, 999, 288円
O n e グローバルバランス	46, 242, 509円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	119, 388, 477円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	662, 865, 780円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	957, 513, 825円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	62, 498, 075円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	189, 441, 127円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	209, 211, 349円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	16, 014, 340円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	602, 328, 460円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	111, 796, 003円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	135, 229, 298円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	169, 363, 733円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	297, 797, 409円
投資のソムリエ	5, 904, 056, 541円
クルーズコントロール	9, 109, 881円
投資のソムリエ<DC年金>	678, 987, 167円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	193, 869, 593円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	347, 266, 342円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	529, 079, 256円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	1, 519, 539, 643円
ワールドアセットバランス (基本コース)	80, 909, 672円

ワールドアセットバランス（リスク抑制コース）	228,746,305円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2045）	61,181,583円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2055）	32,057,364円
リスク抑制世界8資産バランスファンド（DC）	5,108,934円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2035）	153,444,160円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	151,881,249円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	362,990,150円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	119,620,440円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2040）	55,230,877円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2050）	34,647,371円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2060）	21,101,296円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	184,712,882円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2065）	5,534,057円
Oneグローバル最適化バランス（成長型）<ラップ向け>	29,330,845円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー2070）	40,154円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12（適格機関投資家限定）	703,996円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06（適格機関投資家限定）	732,670円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08（適格機関投資家限定）	25,391,096円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09（適格機関投資家限定）	450,023円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03（適格機関投資家限定）	236,047円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04（適格機関投資家限定）	1,912,718円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2021-06（適格機関投資家限定）	5,419,919円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09（適格機関投資家限定）	458,337円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2022-05（適格機関投資家限定）	10,178,959円
予兆モデル活用型戦略ファンド2024-01（適格機関投資家限定）	1,271,825円
MSCIコクサイ・インデックスファンド<為替ヘッジあり>（適格機関投資家限定）	463,848,929円
DIAM外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	33,972,152円
DIAM外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	970,498,184円
外国株式パッシブ・ファンド2（適格機関投資家限定）	1,039,807,903円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	101,359,334円
AMOneマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	448,456円
DIAMワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	4,604,057円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	1,238,530円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,433,579円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	16,602,424円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	30,763,422円
DIAM国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	1,288,146円
DIAM国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	7,315,368円

D I A M国内重視バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	763,812円
D I A M国内重視バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	27,134円
D I A M世界バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	273,597円
D I A M世界バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	1,191,570円
D I A Mバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	80,078,043円
D I A Mバランスファンド37.5VA (適格機関投資家限定)	163,917,958円
D I A Mバランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	581,349,396円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA (適格機関投資家限定)	22,504,922円
D I A Mグローバル・アセット・バランスVA2 (適格機関投資家限定)	19,892,143円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)	125,010,488円
D I A M世界アセットバランスファンドVA (適格機関投資家向け)	4,124,102円
D I A M世界バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)	119,400円
D I A M世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	37,306,840円
D I A M世界アセットバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	3,652,386円
D I A M世界アセットバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	13,117,807円
D I A M世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)	16,972,280円
D I A M世界アセットバランスファンド4VA (適格機関投資家限定)	60,016,417円
動的パッケージファンド<DC年金>	13,755,969円
コア資産形成ファンド	6,416,100円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジなし) <ラップ専用>	2,452,223,380円
MHAM外国株式インデックスファンド	129,894,555円
たわらノーロード 先進国株式(為替ヘッジあり) <ラップ専用>	1,024,986,814円
MHAM動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	1,532,655,643円
MHAM外国株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]	2,007,971,712円
計	172,674,308,520円
2. 受益権の総数	172,674,308,520口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年9月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年9月25日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引					
買建	688,317,771	—	688,367,740	49,969	
アメリカ・ドル	545,544,242	—	545,580,027	35,785	
イギリス・ポンド	15,772,913	—	15,775,324	2,411	
オーストラリア・ドル	12,151,219	—	12,150,887	△332	
カナダ・ドル	21,029,730	—	21,031,188	1,458	
ユーロ	93,819,667	—	93,830,314	10,647	
合計	688,317,771	—	688,367,740	49,969	

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2024年9月25日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引 先物取引					
買建	36,731,908,776	—	37,225,107,252	493,198,476	
合計	36,731,908,776	—	37,225,107,252	493,198,476	

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年9月25日現在	
1口当たり純資産額	9.1662円

(1万口当たり純資産額)

(91,662円)

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2024年9月30日現在

I 資産総額	33,600,741,009円
II 負債総額	34,926,166円
III 純資産総額 (I - II)	33,565,814,843円
IV 発行済数量	13,688,184,443口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.4522円

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2024年9月30日現在

I 資産総額	1,588,186,825,105円
II 負債総額	2,127,349,735円
III 純資産総額 (I - II)	1,586,059,475,370円
IV 発行済数量	173,127,927,050口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	9.1612円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2024年9月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構（2024年9月30日現在）

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### ② 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

###### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年9月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,454,341,224,045
追加型株式投資信託	773	16,698,766,641,729
単位型公社債投資信託	22	35,408,258,167
単位型株式投資信託	194	1,059,778,361,537
合計	1,015	19,248,294,485,478

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産	1,127	1,093
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産	5,021	4,495
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産	9,768	8,935
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		10		4
受取配当金	※1	2,400	※1	899
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		10		18
時効後支払損引当金戻入額		24		35
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損		3		19
金銭の信託運用損		1,003		1,008
早期割増退職金		24		6
雑損失		47		0
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益		4		—
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損		12		6
投資有価証券売却損		9		—
関係会社株式評価損		584		1,362
減損損失		—	※2	231
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

## 重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p>

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

#### 第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第38期</u> (2023年3月31日現在)	<u>第39期</u> (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額 (一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額 (税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>
繰延税金負債	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第38期</u> (2023年3月31日現在)	<u>第39期</u> (2024年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.87 %</u>	<u>29.04 %</u>

## (企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

2016年10月1日

### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬(注)	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 及び第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約 款

追加型証券投資信託  
One DC 先進国株式インデックスファンド  
約款

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果を図ることを目的として、運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、海外の株式に実質的に投資し、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざします。
- ②MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
- ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
One DC 先進国株式インデックスファンド  
約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として、信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定によって生じた受益権については100万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがっ

て時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

④第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### <受益権の設定にかかる受託者の通知>

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および取得価額等>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者に対し、取得申込みにかかる受益権について、第46条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをした取得申込者に対しては、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

②販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。ただし、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③前2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる価額は、1口につき1円とします。

④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引

所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、受益権の取得申込みに応じません。ただし、第46条第3項の規定または別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

- ⑤第3項の規定にかかわらず、受益者が第46条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第48条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### <受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### <受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### <投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### <運用の指図範囲等>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、次号で定めるものを除きます。）
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証券または預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第15号の証券ならびに第12号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。）され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### <利害関係人等との取引等>

- 第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第32条において同じ。）、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等および第22条から第25条、第27条から第29条、第31条、第35条から第37条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことのできる指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等および当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

- 第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第21条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### <信用取引の指図範囲>

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### <先物取引等の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない

範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第17条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### <スワップ取引の運用指図>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図

するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図>

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信

託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <デリバティブ取引等にかかる投資制限>

第26条 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしがいい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### <有価証券の貸付の指図および範囲>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### <公社債の空売りの指図および範囲>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### <公社債の借入れの指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### <特別な場合の外貨建有価証券への投資制限>

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### <外国為替予約取引の指図>

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為

替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑤委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

#### <信託業務の委託等>

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### <混蔵寄託>

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### <信託財産の登記等および記載等の留保等>

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

- 第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
  - ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

- 第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
  - ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第40条 この信託の計算期間は、原則として毎年3月26日から翌年3月25日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2020年3月25日までとします。

- ②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第42条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の額および支弁の方法>

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の8.99の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控

除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ②前項各号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責＞

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第5項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

＜収益分配金、償還金および一部解約金の支払い＞

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部または一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとして、当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑥前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとして、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとして。

⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### <収益分配金および償還金の時効>

第47条 受益者が、収益分配金について第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、信託終了による償還金については第46条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### <委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第48条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

#### <信託契約の一部解約>

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求受付日が海外休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### <信託契約の解約>

第50条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属する

ときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

#### <信託契約に関する監督官庁の命令>

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

#### <委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### <委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### <受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <信託約款の変更等>

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、

書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### < 反対受益者の受益権買取請求の不適用 >

第56条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### < 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限 >

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### < 公告 >

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

- ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### < 運用報告書に記載すべき事項の提供 >

第59条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### < 質権口記載または記録の受益権の取扱い >

第60条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### < 信託約款に関する疑義の取扱い >

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(附則)

- 第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第3条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

2019年4月15日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
アセットマネジメントOne株式会社

受託者 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社

親投資信託  
外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第21条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為

替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。